

2018

12

DECEMBER

Vol.75

Clean Life

クリーン
ライフ



リマテック株式会社
本社大阪工場

特集

これからの
プラスチック・リサイクル



公益社団法人 | 大阪府産業資源循環協会

廃棄物 管理士 講習会

平成29年10月施行
改正令等(水銀関係)
平成30年4月施行
改正法
対応!

受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

開催期日

開催期日		受講日数	定員
平成31年	1月18日(金)	1日	100名
	3月15日(金)	1日	100名

受講料

12,000円(資料代/消費税込み)

開催場所

天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL: 06-6354-1927



受講のメリット

- ①本講習会の修了者は、公益社団法人大阪府産業資源循環協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。
- ②本講習会の修了者は、堺市循環型社会形成推進条例に基づく「産業廃棄物管理責任者」等として従事することが可能になります。
- ③本講習会の修了証は、大阪府における産業廃棄物収集運搬業の許可を更新申請するための修了証明書として、ご利用いただけます(法人の場合は、原則として役員等が修了したものが対象です)。
- ④本講習会の受講者は、継続学習制度(CPDS)を利用することにより、多くの行政機関等でCPDSの点数(7ユニット)が行政手続きの技術評価項目としてご利用いただけます。

C O N T E N T S

特集●外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等の調査結果（概要版） 平成30年10月 環境省環境再生・資源循環局	2
行政情報●	8
●平成30年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について（通知）平成30年10月24日環廃適発第1810242号・環循規発第1810248号	
●重大事故を未然に防ごう！タイヤ・ホイールは、しっかり点検、正しく整備。 国土交通省	
●事業主の皆さまへ「働き方」が変わります!! 2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます 厚生労働省・中小企業庁	
事業報告●	14
クローズアップ①～④●	18
危機管理委員会先進事例調査●	24
●第26回 株式会社富山環境整備 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画・女性活躍推進行動計画	
事業案内●	35
新規入会会員紹介●	38
会員紹介●リマテック株式会社	40
バックナンバーのご案内●	46
●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ	
編集後記●	49

特集

外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等に関する調査結果（概要版）

平成30年10月 環境省 環境再生・資源循環局

1. 調査の概要

背景と目的

- 平成29年末より、中華人民共和国において使用済プラスチック等の輸入禁止措置が実施されており、当該輸入禁止措置等による影響として、国内で廃棄物として処理されるプラスチック等の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理が逼迫し、国内の産業廃棄物処理に支障が生じているとの声が寄せられている。
- こうした状況を踏まえ、国内の状況を把握し廃棄物の適正処理を推進するため、都道府県等及び廃棄物処理業者に対し、廃棄物の輸入規制等に係る影響等についてアンケート調査を行ったもの。

実施状況

- 都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市の産業廃棄物主管部局並びに廃プラスチック類の産業廃棄物処理業（中間処理・最終処分）の許可を有している優良認定業者¹⁾を対象にアンケートを実施。
- 実施期間：平成30年8月（平成30年1月から7月までの状況について回答依頼）

	都道府県及び政令市向け	処理業者向け
アンケート対象数	122 (都道府県 47、政令市 75)	605
回収数(回収率)	102 (83.6%) (都道府県 38、政令市 64)	175(28.9%)

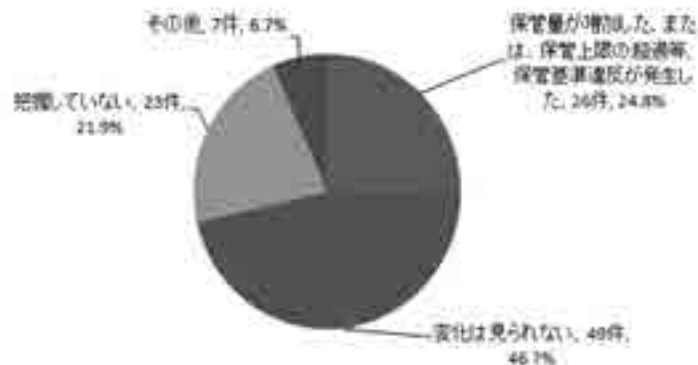
※ 平成30年7月豪雨により災害救助法が適用された自治体、当該自治体に本社を置く処理業者、及びこれらを支援を行っている自治体・処理業者においては、本アンケートはあくまで参考として送付。
 ※ 通常の許可基準よりも厳しい基準（選活性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性）に適合した優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度（優良産業廃棄物処理業者認定制度）の認定業者のこと。

2. 自治体からの回答結果①

保管状況の変化について

- 廃プラスチック類の保管状況については、管内における保管量の増加傾向を確認したとの回答が24.8%（26件）あった。
 ※ このうち、保管上限の超過等、保管基準違反が発生したとの回答が5件あった。

<保管状況の変化の回答状況>



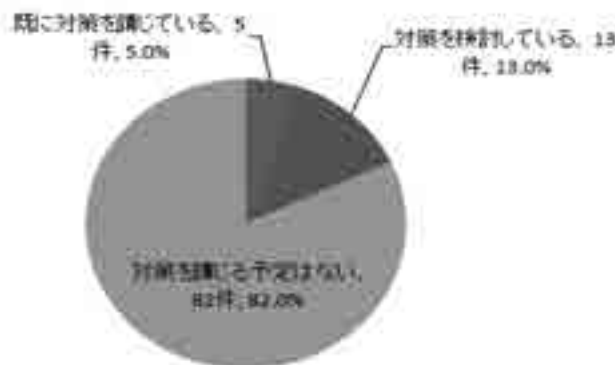
2. 自治体からの回答結果②

不法投棄の状況及び自治体の対応状況

- 不法投棄等の状況については、外国政府による廃棄物等の輸入規制等に係る影響による不法投棄事業は、現時点では確認されていない^(注1)。
- 外国政府による輸入禁止措置による影響を踏まえて、既に対策を講じている、あるいは対策を検討している必要を感じている自治体は18%（18件）。また、自治体の82%（82件）が現状では対策を講じる予定はないとの回答であった。

① 環境省にて毎年度実施している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」の集計対象と同様に、「1件あたりの投棄量が10t以上の事業（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事業は全事業）」を不法投棄事業の対象とし、その対象等について当該自治体に個別に確認した結果、いずれも外国政府による産業廃棄物の輸入規制等に係る影響によるものであるとの回答は得られなかった。

<対策の必要性についての回答状況>



<講じている対策の具体的内容>

- 立入検査等の監視強化
- 事業者向けセミナーや訪問等による情報提供
- リサイクルを行う設備整備の補助の拡充

4

2. 自治体からの回答結果③

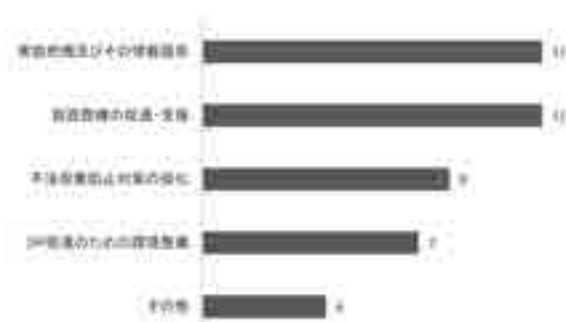
状況変化及び要望

- 自治体で認識している外国政府による輸入禁止措置に係る状況変化としては、売却価格低下・逆有償化等による処理費用の増加等、処理先の確保が困難となったこと、輸出先の変更等があった。
- 環境省に対する要望としては、実態把握及びその情報提供、施設整備促進のための支援、不法投棄防止対策の強化等があった。

<状況の変化についての回答状況>



<環境省に対する要望>



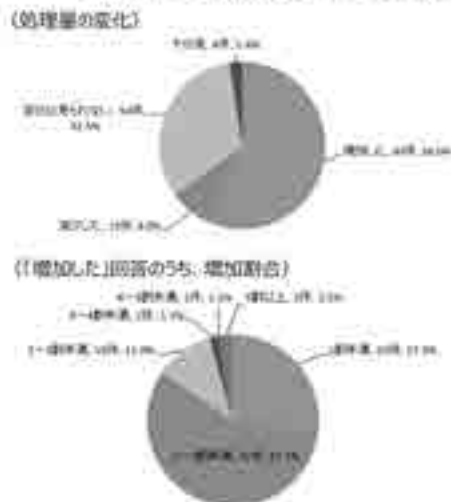
5

3. 処理業者からの回答結果①

処理量の変化

- 処理量の変化については、中間処理業者の56%（93件）、最終処分業者の25%（8件）で「増加した」という回答が得られた。
- 処理量の増加幅の割合は、中間処理においては84.6%（77件）、最終処分においては62.5%（5件）で2割未満となっている。

<中間処理における処理量の変化>



<最終処分における処理量の変化>



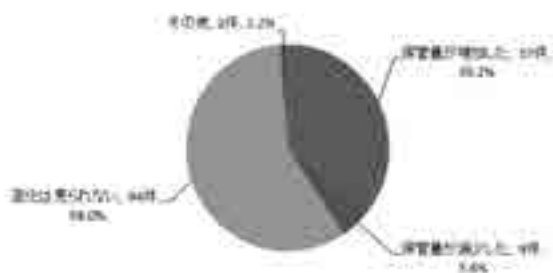
6

3. 処理業者からの回答結果②

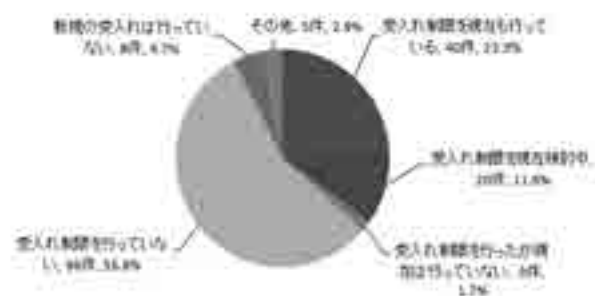
保管量の変化及び受入制限の状況

- 保管量の変化（中間処理）については、35.2%（57件）において、「増加した」との回答が得られた。
- 受入制限については、現在行っているとの回答が23.3%（40件）、検討中との回答が11.6%（20件）あった。

<保管量の変化（中間処理）の回答状況>



<受入制限の回答状況>



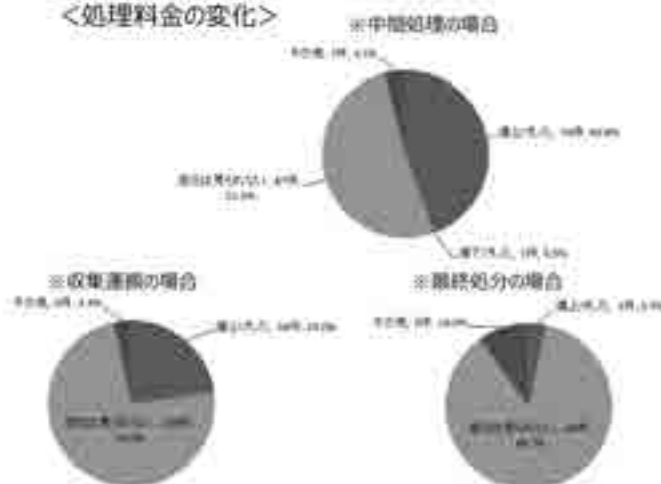
7

3. 処理業者からの回答結果③

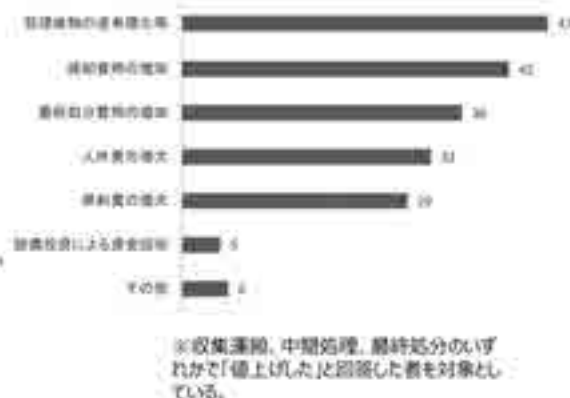
処理料金の変化

- 処理料金の変化については、値上げしたという回答が、収集運搬で23%（34件）、中間処理で43.8%（74件）、最終処分で3.3%（1件）であった。
- 処理料金の値上げの要因については、処理後物の買い取り価格の低下・逆有償化（47件）、処理施設（焼却・最終処分）における処理料金の増加（42件）との回答が最も多かった。

＜処理料金の変化＞



＜処理料金の値上げの要因＞



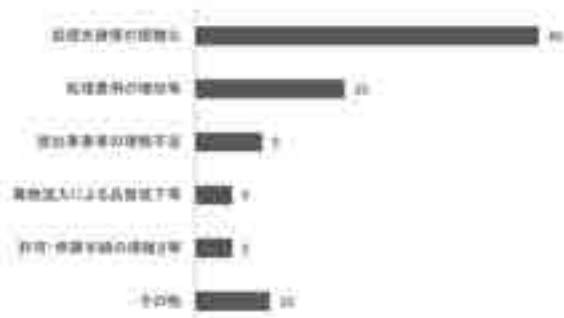
8

3. 処理業者からの回答結果④

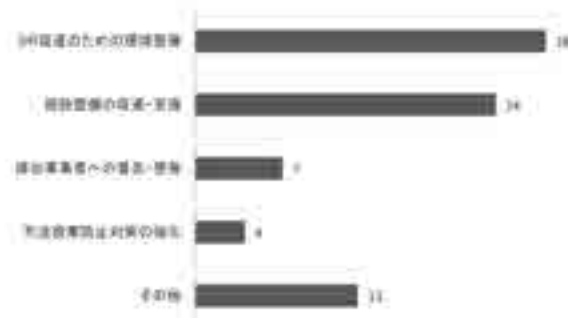
意見・要望

- 処理の円滑化の妨げとなっている課題についての意見としては、処理先の確保が困難となったこと、売却価格低下・逆有償化等による処理費用の増加等、排出事業者の理解不足等があった。
- 要望としては、3R促進のための環境整備、施設整備促進のための支援、排出事業者への普及・啓発などがあった。

＜処理の課題についての回答状況＞



＜環境省に対する要望＞



9

4. 調査結果の総括と今後の対応

(調査結果の総括)

- 外国政府の輸入規制等の影響による廃プラスチック類の不法投棄は、平成30年7月末時点では、本アンケートに回答いただいた自治体においては確認されていない。
- 一方、現時点では生活環境の保全上の支障の発生は確認されていないものの、一部地域において上限超過等の保管基準違反が発生していること、一部処理業者において受入制限が実施されていることから、今後、廃プラスチック類の適正処理に支障が生じたり、不適正処理事案が発生する懸念がある状況。

(今後の対応)

- 外国政府の動向も踏まえながら、廃プラスチック類の処理の逼迫状況や不法投棄等に関する実態把握及び自治体を含めた情報共有を進めていく。
- 加えて、以下の対策を可能な限り速やかに講じる。
 - ① 公共関与型の産業廃棄物処理施設、大規模な処理施設等の既存施設の更なる活用や、関係団体との協力により不適正な事案の発生時も即時に対応が可能となる体制の構築を検討。
 - ② 廃プラスチック類のリサイクル施設等の処理施設の整備を速やかに進め、国内資源循環体制を構築。
 - ③ 来年6月までに策定予定の「プラスチック資源循環戦略」に基づき、プラスチックの資源循環を促進。

10

「外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等の調査結果(フルボリューム版)」及び「プラスチック資源循環戦略素案」は本会のホームページからダウンロードしていただけます。

- ・外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等の調査結果 (フルボリューム版)

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/110124.pdf>

- ・「プラスチック資源循環戦略素案」のダウンロード先

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y0312-03/y031203-d1.pdf>

また、関連資料として本紙■ページのクローズアップ2に11月5日に本会会員企業対象に実施した「中国の輸入規制に伴う影響に関するアンケート調査について(結果報告)」を掲載しております。どうぞ合わせてご覧ください。

見直そう！安全衛生活動

産業廃棄物業界は、他産業と比較して労働災害が非常に多い業界です。平成28年度厚生労働省「労働災害動向報告」によれば、廃棄物処理業における労働災害の発生頻度は道路貨物運送業と比べて3倍、建設業と比べると5倍となっています。また、全業種に比べより重篤な災害の割合も高くなっています。

このような状況を踏まえ、公益社団法人大阪府産業資源循環協会では、産業廃棄物処理業における労働災害の削減に向けて本会では平成29年度からの3年間を期間とする「公益社団法人大阪府産業資源循環協会における労働災害防止計画」を策定し、さまざまな安全衛生活動推進に取り組んでいます。

安全衛生活動に取り組もう！

- 安全衛生管理体制を整備しよう
- 労働災害防止のための基本活動
(5S運動・指差呼称・保護具の適切な着用)を
実践しよう
- 安全衛生規程を作成しよう
- 安全衛生状況をチェックしよう
- ヒヤリ・ハット体験を共有しよう
- リスクアセスメント活動に参加しよう

安全衛生事業資料を活用しよう！

- 「産業廃棄物処理業に関する
BCP策定ガイドライン」
- 「産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析(第2版)」
- 「廃棄物収集作業マニュアル(第2版)」



※いずれも
協会オリジナルの
資料です

セミナーや研修会に参加しよう！

- リスクアセスメント推進研修会
 - 演習コース
平成30年7月19日(木) 午後
大江ビル13階
労働災害発生の予防的手段と位置付けられる
リスクアセスメントの演習を行います。
 - 規程作成体験コース
平成30年9月13日(木) 午後
大阪産業創造館
実際にパソコンを使って「労働安全衛生規程」を
作成します。

産業廃棄物処理業におけるBCP策定セミナー

- 基礎コース
平成30年11月15日(木) 午後
大江ビル13階
BCPの基本について、実例を交えながら
詳しく解説します。
- 応用コース
平成31年1月17日(木) 午後
大阪産業創造館
実際にパソコンを使ってBCPの文書を
作成します。

廃棄物収集作業向上研修会

- 平成31年3月8日(金) 午後
大江ビル13階
産業廃棄物処理業現業従事者やその管理者の
実務能力の向上を図ります。



「今日も一日ご安全に!!」



公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

行政情報

環循適発第1810242号
環循規発第1810248号
平成30年10月24日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）
廃棄物規制課長
（公印省略）

平成30年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について （通知）

平成30年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成30年環境省令第20号。以下「特例省令」という。）が、平成30年10月24日に公布され、同日施行された。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 制定の趣旨

平成30年北海道胆振東部地震の発生に伴い、被災地域においては、膨大な量の廃棄物が発生しており、それらの中には、家屋等の損壊により、コンクリートの破片等が一般廃棄物として排出されたものが大量に含まれている。そのため、これらのコンクリートの破片等の迅速かつ円滑な処理を進めるための特例措置を講じたものである。

第二 制度の内容

安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）の設置者が、当該安定型最終処分場において平成30年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の5第1項の規定に基づき都道府県知事に届け出ることにより、法第8条第1項の許可を受けないで、当該安定型最終処分場を一般廃棄物処理施設として設置することができ、安定型産業廃棄物（令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）と同様の性状を有する一般廃棄物を処理することができることとしたこと（特例省令第2条第8号）。

ADMINISTRATION INFORMATION

なお、法第15条の2の5第1項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもって足りる（同条第2項）。

1 特例省令の対象となる場合について

特例省令の対象は、安定型最終処分場の設置者が、その処理施設において、平成30年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に限定されていること。平成30年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合とは、北海道の区域内の市町村の委託を受けて平成30年北海道胆振東部地震により生じた一般廃棄物の処理を行う場合のほか、当該市町村の指揮監督の下にこれらの処理を行う場合をいうこと。したがって、安定型最終処分場の設置者から法第15条の2の5第1項の届出があった場合には、当該届出をした者に対し、北海道の区域内の市町村との処理に係る契約書等を確認する等、当該届出に係る処理が平成30年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に該当することを確認した上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の7の17第4項の受理書を交付すること。

2 特例安定型最終処分場において処理できる一般廃棄物について

特例省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された安定型最終処分場（以下「特例安定型最終処分場」という。）において処理できる一般廃棄物は、安定型産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（当該特例安定型最終処分場に係る法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものであるものに限る。）に限定されていること。

具体的には、以下の(1)から(3)までのいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）であること。

- (1) 平成30年北海道胆振東部地震により生じた一般廃棄物（北海道の区域内において生じたものに限る。）
- (2) 次のいずれかに該当する一般廃棄物
 - ① 廃プラスチック類
 - ② ゴムくず
 - ③ 金属くず
 - ④ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）
 - ⑤ コンクリートの破片その他これに類する不要物
- (3) 次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であって、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがないもの
 - ① 令別表第五の下欄に掲げる物質。具体的には、以下の物質をいうこと。

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン、シス一・二・ジクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、一・三・ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、一・四・ジオキサン及びダイオキシン類

行政情報

- ② 有機性の物質
- ③ 建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたもの若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又は当該材料から除去された石綿
 - ア 石綿保温材
 - イ けいそう土保温材
 - ウ パーライト保温材
 - エ 人の接触、気流及び振動等によりアからウまでに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物について、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法としては、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法」（平成10年環境庁告示第34号）を参考にされたいこと。なお、(3)③の「当該材料から除去された石綿」には、家屋等の損壊によりはく離した石綿を含むこと。

3 特例安定型最終処分場に係る維持管理基準等について

特例安定型最終処分場については、当該処分場において処理した一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物最終処分場の維持管理基準及び廃止基準が適用されること（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第2条第4項）。また、当該処分場の設置者に課せられる維持管理情報の公表・記録の閲覧の義務の履行に当たっては、当該施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物とみなされた一般廃棄物に係る維持管理情報についてもあわせて公表・閲覧する必要があること（規則第12条の7の18）。

4 特例安定型最終処分場において処理する一般廃棄物に係る処理基準について

特例安定型最終処分場において処理する一般廃棄物については、一般廃棄物の処理基準が適用されること（令第3条第3号）。

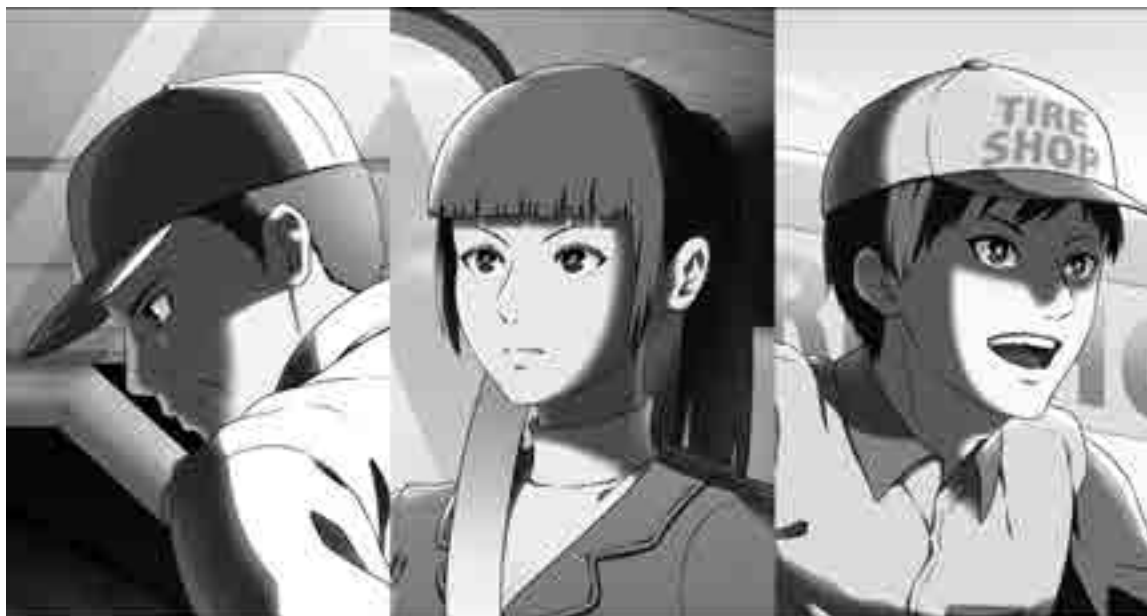
5 特例省令の有効期間について

本特例省令は、平成32年9月30日に失効すること。そのため、特例省令の失効後、特例安定型最終処分場を法第15条の2の5第1項の届出に係る一般廃棄物の埋立処分の用に供する場合には、法第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置許可を受ける必要があること。

第三 その他

平成30年北海道胆振東部地震により生じた一般廃棄物の適正処理を確保するため、特例安定型最終処分場に対して、定期的に報告徴収・立入検査を実施されたいこと。実施に当たっては、北海道の区域内の市町村との処理に係る契約書等の関係書類、維持管理情報の記録及び実際に処理されている一般廃棄物の種類の確認等により、法第15条の2の5第1項の届出に係る一般廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを確認すること。当該届出に係る一般廃棄物以外の一般廃棄物の処理が行われている等、不適正な処理が行われていることを確認した場合には、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたいこと。

ADMINISTRATION INFORMATION



大型車の車輪脱落は許さない。
 大型車に関わる私たちプロの使命です。



重大事故を未然に防ごう!

タイヤ・ホイールは、しっかり点検、正しく整備。



<p>1 規定のトルクで 適度な締付けを</p> <p>タイヤの空気圧、ホイールの締め付けは、規定値を守ることが重要です。規定値を超過すると、タイヤの摩耗が早くなり、ホイールが歪む原因となります。また、規定値を下回ると、タイヤの接地性が悪くなり、制動力が低下する恐れがあります。</p>	<p>2 50~100km走行後は しっかり緩め直せ</p> <p>タイヤを交換した直後は、50~100km程度の低速走行を行い、タイヤとホイールの間に空気を含ませることで、より密着した状態にします。その後、規定のトルクで締め直してください。</p>	<p>3 一組一組の 目視点検を</p> <p>タイヤの摩耗状況、異音の有無、異臭の有無などを確認してください。また、ホイールの歪みや亀裂の有無も確認してください。</p>	<p>4 古い一枚に適合した ボルト、ナットを</p> <p>古いボルト、ナットは、強度が低下している可能性があります。新しいものに交換してください。</p>
--	--	---	--

車輪脱落を防ぐ4つのポイント

http://www.jama.or.jp/user/

※本記事は、JAMA（日本自動車工業会）が提供する情報です。詳細はJAMAのウェブサイトをご覧ください。



行政情報

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上¹の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



中小企業庁

ADMINISTRATION INFORMATION

相談窓口のご案内

法律について

■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

<p>労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー</p>	<p>時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.rihiv.go.jp/kouseiroudoujishou/shozaiemai/roudoukyoku/</p> 
<p>都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用調整・均等部（室） 【派遣労働者関係】 労働調整事業部（課・室）</p>	<p>正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.rihiv.go.jp/kouseiroudoujishou/shozaiemai/roudoukyoku/</p> 

課題解決の支援

■ 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

<p>働き方改革推進支援センター</p>	<p>働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/xtf/scisakuri/baiflz/bunya/0000198231.html</p> 
<p>産業保健総合支援センター</p>	<p>医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.jpfas.go.jp/sangyoehoken/sodetu/taisei/122/Difruit.aspx</p> 
<p>よろず支援拠点</p>	<p>生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/</p> 
<p>商工会 商工会議所 中小企業団体中央会</p>	<p>経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサイト http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-03.html</p>   
<p>ハローワーク</p>	<p>求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.rihiv.go.jp/kouseiiraidoushou/shozaiemai/roudoukyoku/</p> 
<p>医療勤務環境改善支援センター</p>	<p>医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いさサポ https://iyou-kirumukankyou.mhlw.go.jp/information/</p> 

その他の相談窓口

・働き方改革 ～一億総活躍社会の実現に向けて～ のダウンロード先
(http://www.o-sanpai.or.jp/pdf/job_reform03.pdf)

事業報告

Business Information

ここでは、公益社団法人大阪産業資源循環協会が実施・協力した事業等（平成30年9月～平成30年11月）の概要を紹介します。

第26回廃棄物処理先進事例調査

日 時 平成30年9月7日(金曜日)

場 所 (株)富山環境整備

詳細は本誌24ページに掲載

産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント研修会（規程作成コース）

日 時 平成30年9月13日(木曜日) 14時00分

場 所 大阪産業創造館／パソコン実習室

内 容 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」最新版及び「安全衛生規程作成支援ツール」を用いて、参加企業の事業内容に沿った安全衛生規程の作成を体験。併せて、安全衛生チェックリストやヒヤリ・ハットデータベース等安全衛生活動支援ツールの活用方法等も紹介。

講 師 全国産業資源循環連合会講師

大田修平氏

参加者数 21名

平成30年度 電子マニフェスト操作体験セミナー

日時 第3回 平成30年9月19日(水) 10時00分

第4回 同上 14時00分

第5回 平成30年11月28日(水) 10時00分

第6回 同上 14時00分

場 所 大阪産業創造館／パソコン実習室

参加者数 合計73名

内 容 電子マニフェストのデモシステムを利用した操作体験

講 師 辻岡 昌子（事務局事業主任）

平成30年度環境衛生功労者大阪府知事表彰

日 付 平成30年11月7日(水曜日) 10時30分

場 所 エル・おおさか/エル・シアター

受賞者 田中 公治（理事）



表彰式風景



受賞された田中公治理事(左)。誠におめでとうございます。

廃棄物不適正処理巡視事業

日 付 平成30年10月2日(火曜日)
 場 所 泉南地域
 参画者 池辺 充 (収集運搬部会員)
 池辺 俊介 (アルファー・ケミカル(株))
 内海 浩子 (事務局調査担当)

日 付 平成30年10月18日(木曜日)
 場 所 大阪市
 参画者 白坂 悦一 (収集運搬部会員)
 伊山 雄太 (青年部員)
 内海 浩子 (事務局調査担当)

日 付 平成30年11月28日(水曜日)
 場 所 泉北地域
 参画者 宮川 基次 (収集運搬部会員)
 中 真一郎 (青年部員)
 内海 浩子 (事務局調査担当)

**平成30年度
第2回電子マニフェスト導入実務研修会**

日 時 平成30年10月17日(水曜日) 10時
 場 所 大阪私学会館
 内 容 電子マニフェストシステムの概要説明

操作 (基本設定、登録、照会等) の説明
 講 師 日本産業廃棄物処理振興センター
 インストラクタ 森野 孝弘氏
 参加者 47名

**奈良県産業廃棄物協会平成30年度産業
廃棄物処理実務者研修会 (基礎コース)**

日 時 平成30年10月19日(金曜日) 13時00分
 場 所 橿原市商工経済会館 7階/会議室
 内 容 産業廃棄物処理の基礎
 産業廃棄物の委託処理と委託契約
 産業廃棄物管理票(マニフェスト・帳簿)
 講 師 龍野 浩一 (事務局次長)

全国産業資源循環連合会近畿地域協議会

日 時 平成30年10月26日(金曜日) 15時00分
 場 所 奈良ホテル新館 4階/若草の間
 議 題 最近の災害廃棄物処理の動向について
 廃プラスチックなどの中国輸入規制の影響
 に関するアンケート調査実施について
 産業廃棄物処理業への外国人技能実習生
 の対象職種認定について
 全国産業資源循環連合会活動について
 参画者 片渕 昭人 (会長)

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

日 付 平成30年11月16日(金曜日) 13時45分
 場 所 ホテル日航金沢 4階/鶴の間

受賞者 高島 浩司
 (理事兼危機管理委員副委員長)



表彰式風景



受賞された高島浩司理事(左から3番目)。
 誠にありがとうございます。

浜野 廣美（副会長）
 白坂 悦夫（副会長）
 井出 保（副会長）
 國中 賢吉（名誉会長兼顧問）
 松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
 辻岡 昌子（事務局事業主任）

一般市民向け不法投棄防止等PR事業

日 時 平成30年11月3日（土曜日）11時00分
 場 所 大阪府咲洲庁舎1階／フェスパ
 実施内容 廃棄物の不法投棄防止や海洋投棄防止のPRを目的に、エコグッズ作製や、パネル展示や啓発クイズのスタンプラリーを実施
 参画者 松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
 福原 睦美（事務局総務主任）
 内海 浩子（事務局調査担当）



ペットボトルキャップと再生ガラスでメモ立て作り

関電パワーテック廃棄物処理に関する研修会

日 時 平成30年11月8日（木曜日）13時30分
 場 所 関電パワーテック
 内 容 環境保全に関する法体系
 廃棄物処理法の概要
 産業廃棄物の委託処理
 講 師 龍野 浩一（事務局次長）

産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナー（基礎コース）

日 時 平成30年11月15日（木曜日）13時30分
 場 所 大江ビル13階／第5・6会議室
 内 容 前半は災害等発生時における迅速な対応や経済的損失の抑制により、事業継続を可能とするBCP策定のポイントと企業防災の解説。後半はBCPを策定した員企業による実際に運用された上での事例報告
 講 義 1 事業継続計画（BCP）策定のすすめ～緊急事態に負けない会社づくり～
 講 師 ミネルヴァベリタス(株)
 コンサルタント 高柳 潤氏



講 義 2 廃棄物処理企業におけるBCP策定の進捗報告
 講 師 木材開発(株)
 営業部次長 東野 敏昭氏

参加者数 39名



第3回さんぱいフォーラム(KAWARU) ～SDGs世代の環境ビジネス～

日 時 平成30年11月22日(木曜日) 13時30分
場 所 大阪産業創造館 4階/イベントホール
詳細は次号に掲載

第8回大阪マラソンに伴って生じる 産業廃棄物の回収協力

日 付 平成30年11月25日(日曜日)
内 容 32,000人が参加する第8回大阪マラソンで使用されるコーステープやペットボトル、ビニール製カップ等、大量の産業廃棄物を本会の会員企業9社によるボランティアで、回収から処分までが行われました

協力企業 合同衛生(株)、(株)さつき、(株)ジェイ・ポート、(有)新垣商店、信和商事(株)、(株)大建工業所、(株)浜田、(株)布施興業、(株)マルサン (50音順)



(株)ジェイポート



信和商事(株)



(株)浜田



(株)マルサン



1

平成30年12月

会 員 各 位

公益社団法人大阪府産業資源循環協会

会 長 片 渕 昭 人

大阪府北部地震に伴い生じた災害廃棄物の処理に係る 茨木市、摂津市及び豊中市への協力並びに 台風21号等に伴い生じた災害廃棄物の処理に係る 島本町への協力について(経緯及び終了のご報告)

平素から本会の事業運営にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、本年6月18日に発生した大阪府北部地震及び9月4日に上陸した台風21号等に伴い生じた災害廃棄物につきまして、平成18年3月に大阪府との間で締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、8月以降、茨木市、摂津市、豊中市及び島本町から順次大阪府経由でその処理に係る協力依頼がございました。

これを受け、ご協力いただく処理業者の選定にあたっては、本会作成の「災害時復旧活動協力規程」中、依頼元が位置する北大阪支部所管地域に事業場があり、かつ、昨年8月に本会が実施した「災害時の協力・支援体制整備のための施設等に関する調査（情報提供）」に回答をいただいた会員であって、当該会員に対する説明会において本会が提示する条件に対し、了解を得た処理業者等とさせていただきます。

各市町に対する協力概況を、以下のとおりご報告申し上げます。

茨木市に対する協力

- 実施 平成30年8月20日（月）から継続中
- 内容 茨木市環境衛生センターグラウンド（災害廃棄物集積場）の運営・管理
茨木市環境衛生センターグラウンドからの災害廃棄物の搬出・運搬
災害廃棄物の処理・処分（レンガ等・瓦等、畳等、木くずを除く）
- 数量 収集運搬 2799.31トン（石材・石123.91トン、ブロック等コンクリート類738.73トン、がれき類混合物・がれき混じり土砂1207.59トン、レンガ等・瓦等654.58トン、畳等8.33トン、木くず66.17トン）／10月30日時点
- 処分 2070.23トン（石材・石123.91トン、ブロック等コンクリート類738.73トン、がれき類混合物・がれき混じり土砂1207.59トン）／10月30日時点

摂津市に対する協力

- 実施 平成30年10月5日（金）から平成30年10月11日（木）まで
- 内容 摂津市リサイクルプラザ（災害廃棄物集積場）の運営・管理
摂津市リサイクルプラザからの災害廃棄物の搬出・運搬
災害廃棄物の処理・処分
- 数量 収集運搬 51.79トン（ブロック等コンクリート類8.18トン、がれき類混合物43.61トン）
- 処分 51.79トン（ブロック等コンクリート類8.18トン、がれき類混合物43.61トン）

豊中市に対する協力

- 実施 平成30年10月9日（火）から平成30年10月12日（金）まで
- 内容 豊中市環境部旧北部事業所跡地からの災害廃棄物の搬出・運搬
災害廃棄物の処理・処分（レンガ類・瓦等を除く）
- 数量 収集運搬 39.18トン（石材・石18.57トン、ブロック等コンクリート類8.77トン、レンガ類・瓦等5.44トン、がれき類混合物6.4トン）
- 処分 33.74トン（石材・石18.57トン、ブロック等コンクリート類8.77トン、がれき類混合物6.4トン）

島本町に対する協力

- 実施 平成30年10月24日（水）から平成30年10月29日（月）まで
- 内容 島本町役場中庭駐車場・島本町残土置場（災害廃棄物集積場）の運営・管理
島本町役場中庭駐車場・島本町残土置場からの災害廃棄物の搬出・運搬
災害廃棄物の処理・処分
- 数量 収集運搬 76.58トン（木くず（生木）46.49トン、金属くず等混合物4.9トン、廃プラその他不燃系破砕物19.03トン、コンクリートガラ6.16トン）
- 処分 76.58トン（木くず（生木）46.49トン、金属くず等混合物4.9トン、廃プラその他不燃系破砕物19.03トン、コンクリートガラ6.16トン）

クローズアップ!

2

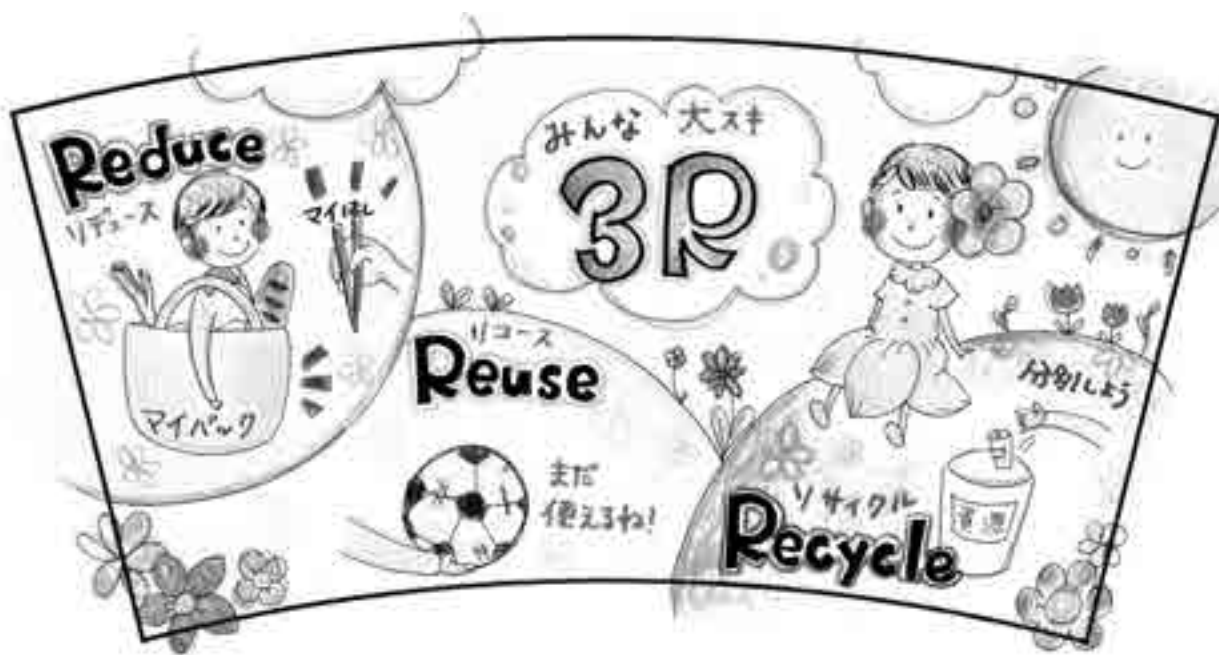
平成30年度不適正処理防止啓発グッズのための イラスト選考結果のお知らせ

本会では大阪府民に向けた啓発活動の一環として「廃棄物のリサイクルや不法投棄の撲滅」をテーマにノベルティグッズ（タンブラー）を製作・頒布を行っております。府民の方の環境問題に関心を高めていただく契機になることを期待し、そのノベルティグッズに掲載するイラストを平成30年6月1日から10月26日までの間、一般公募いたしました。

この度、厳選なる審査を行い各賞の受賞者が決定いたしましたのでご報告いたします。今年は11月22日に開催いたしました「さんぱいフォーラム」でも来場者に投票していただき、その投票結果を勘案して「委員長・さんぱいフォーラム賞」を決定いたしました。

回を重ねるごとに応募数が増え、作品のレベルも上がってきております。6回目を迎える今回の公募では応募数が650点もありました。皆様からの多数のご応募に心から感謝申し上げます。

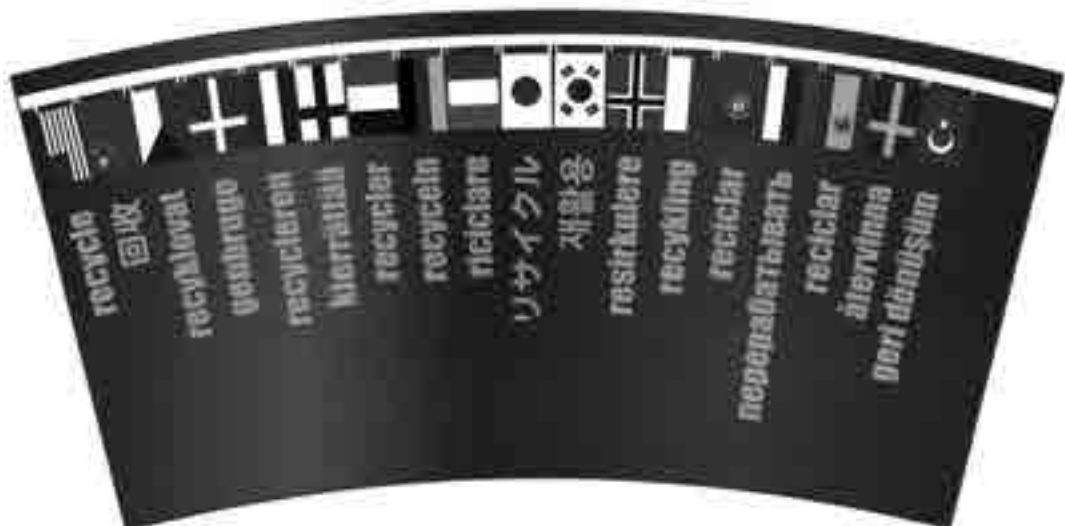
優 秀 賞
嵐山つゆ花さん



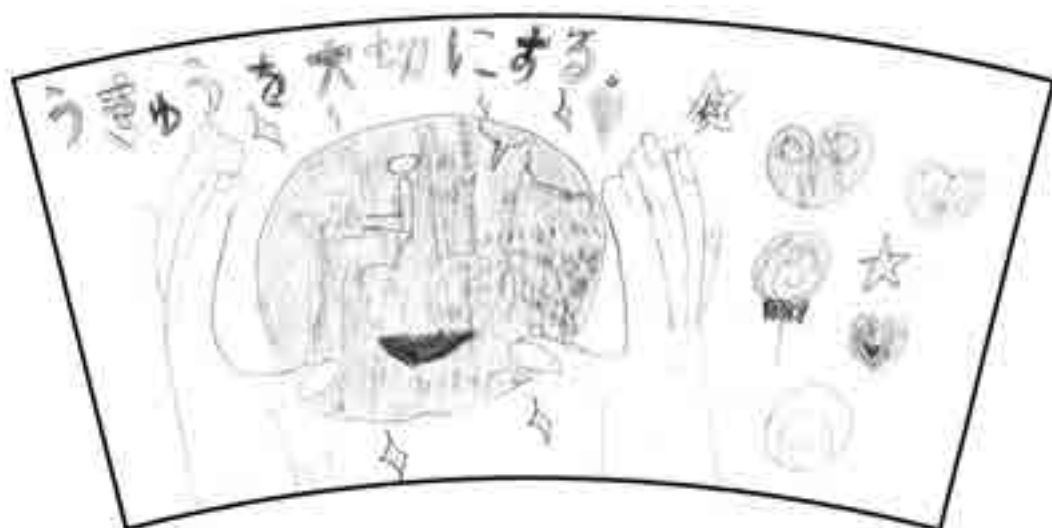
技能賞
中川路友梨さん



委員長・さんぱいフォーラム賞
中島也実さん



秀賞(子供部門)
福田 藍さん



クローズアップ!

3

平成30年度精励従事者表彰受賞者のご紹介

本会では会員企業において、産業廃棄物処理業に従事する方を表彰する「精励従事者表彰制度」を設けております。

表彰の対象（表彰規程より） 産業廃棄物処理業における現業、営業又は事務等に10年以上従事した満35歳以上の者のうち、本会が認定する廃棄物管理士の資格を付与されたもの

会員企業の推薦を受けた方を本会組織広報委員会において厳正に審査致しました結果、以下の方々の受賞が決定いたしました。誠にありがとうございます。皆様の今後のますますのご活躍をお祈り申し上げます。

㈱エンタープライズ山要	安達 宗宏氏	㈱G E	森實 典子氏
大阪クリーンテック㈱	阿部 憲次氏	㈱ジェイ・ポート	大島 朝子氏
大阪クリーンテック㈱	白井 健一氏	㈱ジェイ・ポート	丹野 謙二氏
大阪ベントナイト事業協同組合	賀戸 貴之氏	㈱ジェイ・ポート	宮 一馬氏
㈱小野商店	益 信行氏	(有)新垣商店	中村 直行氏
関西クリアセンター㈱	鷹野 征典氏	大栄環境㈱	三井 庸造氏
関西クリアセンター㈱	柴野 公雄氏	大栄環境㈱	山田 禎子氏
関西興産㈱	岸本 道夫氏	㈱大建工業所	山田 雄一氏
㈱関電パワーテック	八田 尚樹氏	大幸工業㈱	重信 忠司氏
㈱関電パワーテック	堀内 正樹氏	㈱ダイトク	川本 肇氏
㈱関電パワーテック	大和 一司氏	㈱ダイトク	出口 明氏
㈱関電パワーテック	吉本 仁氏	㈱ダイトク	永井 順子氏
北口建設工業㈱	河野 優子氏	㈱ダイトク	中谷 圭子氏
北口建設工業㈱	高田 正彦氏	㈱ダイトク	古西 卓治氏
北口建設工業㈱	中山 和秀氏	㈱ダイトク	松井由紀枝氏
北口建設工業㈱	橋本 正英氏	㈱ダイトク	村司 憲明氏
北口建設工業㈱	前村 満氏	㈱ダイトク	森 正氏
合同衛生㈱	海老原善博氏	㈱D I N S 堺	大脇宏一郎氏
合同衛生㈱	小田 朋輝氏	㈱D I N S 堺	室賀 英治氏
合同衛生㈱	小野 博之氏	㈱南海興業	藤田 英伸氏
合同衛生㈱	樫本 正博氏	㈱ハーモセレ	原田 憲治氏
合同衛生㈱	上村 篤志氏	㈱ハーモセレ	吉野 純一氏
合同衛生㈱	久保 義治氏	㈱浜田	村越 まり氏
合同衛生㈱	矢野 公彦氏	㈱浜田	吉村 洋一氏
㈱興徳クリーナー	荒木 清隆氏	平和興業㈱	山下 貴生氏
㈱興徳クリーナー	森 隆志氏	柁木工業㈱	大森 誠二氏
㈱さつき	坂田 克之氏	松崎商事㈱	黒木 真也氏
㈱さつき	高野 純氏		

クローズアップ!

4

労働安全衛生に関する 啓発用ハンドブックを作成します (平成31年度完成予定)

本会では、昨年度から3か年にわたり労働災害防止計画（以下「計画」といいます）を策定し、産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上に資する各種事業の取組と強化に努め、平成31年度には、①死亡者数をゼロにする、②休業4日以上之死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して20%以上減少させる、とする目標を掲げています。

その一環といたしまして、目下、危機管理委員会では、労働安全衛生に関する啓発を趣旨とするハンドブックの作成を企画しています。作成にあたっては、指導監督庁や関係機関・団体等による協力・助言を得ながら、これを進めて参りますが、会員の皆様におかれましてもアンケートその他の情報・資料提供に関するご協力のお願い等をさせていただくことがあるかもしれません。その折には、産業廃棄物処理業界の労働安全衛生向上のためにご理解の上、積極的にご協力を賜れば幸いです。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

危機管理委員会先進事例調査

平成30年9月7日（金）本会危機管理委員会の先進事例調査として、富山県富山市婦中町にある株式会社富山環境整備を訪問する機会を得ました。

株式会社富山環境整備では平成29年12月に「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画」を、平成30年4月には「女性活躍推進行動計画」を策定、労働環境の充実や雇用環境の改善を図られ、人材確保・人材育成を積極的に進められています。より良い人材の確保、働き続けられる労働環境の整備はわれわれ産業廃棄物処理業界にとっては喫緊の課題であり、それについて調査を行いました。

第26回 株式会社 富山環境整備



■概要

代表取締役	松浦英樹
資本金	2,000万円
年商	97億円（2017年度）
社員	390名
創業	昭和47年（1972）
所在地	（本社・吉谷事業所）富山県富山市婦中町吉谷3-3
事業所面積	約75ヘクタール（東京ドーム16個分）

事業内容	産業廃棄物収集運搬 産業廃棄物中間処分業 産業廃棄物最終処分 一般廃棄物収集運搬 一般廃棄物中間処分業 一般廃棄物最終処分 プラスチック再生（リサイクル） プラスチック製品製造 木製品製造 道路維持修繕工事 一般土木工事 各種槽内清掃 農作物・花卉栽培 計量証明事業
収集運搬	車両56台を保有
処理品目	産廃17品目、特管10品目
	低濃度PCB廃棄物に関する広域認定を受け、全国各地の運搬要請に対応する。
産業廃棄物処理業	破碎・選別・焼却（焼却能力：144 t / 日、発電併用焼却施設1,500kwh） 最終処分（埋立容積：8,973,520 m ³ 、埋立面積：231,300 m ² 、予定期間：平成50年）

沿革

昭和47年10月	トヤマロードサービスを個人創業
昭和48年12月	有限会社富山環境整備に社名変更
昭和49年5月	産業廃棄物収集運搬業取得
昭和60年12月	産業廃棄物処分業取得 産業廃棄物安定型処分場（旧処分場）設置
昭和63年2月	株式会社富山環境整備に社名変更
平成4年5月	産業廃棄物最終処分場（第1期処分場）設置
平成5年10月	産業廃棄物最終処分場（第2期処分場）設置
平成5年12月	産業廃棄物圧縮・減容施設設置
平成7年3月	一般廃棄物処理施設設置（圧縮・減容施設）
平成10年8月	産業廃棄物選別施設設置
平成11年9月	産業廃棄物破碎・選別施設設置（婦中町吉谷）
平成12年4月	一般廃棄物処理施設設置（圧縮・結束施設）
平成12年8月	プラスチック再製品化施設（リバース工場）設置
平成12年9月	汚泥・残土再資源化施設（選別・分級・脱水）設置
平成13年3月	一般廃棄物処理施設設置（再材料化施設） 産業廃棄物再材料化施設設置 産業廃棄物圧縮・減容（ラージベール）施設設置
平成14年11月	産業廃棄物最終処分場（第3期管理型処分場）設置
平成19年5月	生物処理・中和施設設置
平成20年3月	キレート・吸着処理施設設置
平成20年11月	発電併用焼却施設（リバースパワー）設置
平成21年1月	特別管理産業廃棄物処理業取得
平成22年4月	汚染土壌処理業取得
平成22年7月	自動車リサイクル法施設認定
平成23年2月	計量証明事業登録
平成23年4月	優良産業廃棄物処理業認定
平成24年6月	微量PCB汚染廃電気機器無害化処理大臣認定
平成25年2月	低濃度PCB廃棄物無害化処理大臣認定
平成27年06月	次世代施設園芸施設竣工

株式会社富山環境整備の人材確保、人材育成の取組みは以下の通りです。

株式会社富山環境整備では、次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を作るために行動計画を策定し富山労働局に届出をされました。



平成29年12月25日

株式会社富山環境整備行動計画

【基本方針】

従業員が仕事と生活の調和を図り、従業員全員が働きやすい環境を整備することによって従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】

平成30年1月1日～平成32年12月31日

【計画内容】

《子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備》

目標1：職場環境を見直し、女性が就労しやすく活躍できる職場環境形成を図る。

<対策>

平成30年1月～ 職場環境の確認、調査

平成30年5月～ 職場環境の改善の実施

《働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備》

目標2：年次有給休暇の取得数を前年度より1日の増加を図る。

<対策>

平成30年1月～ 年次有給休暇の取得状況の把握、人員配置状況の把握

平成30年3月～ 労働環境の改善を図る。

平成30年5月～ 年次有給休暇取得促進を周知する。

《次世代育成支援対策に関する事項》

目標3：従業員の家族を対象とした職場見学会の実施。

<対策>

平成30年1月～ ニーズを調査し、検討開始

平成30年9月～ 見学会を定期的の実施

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性が職業生活において、その希望に十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、以下の行動計画を策定されました。

平成30年 4月20日

株式会社富山環境整備行動計画

女性の活躍の推進を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日～平成32年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標 1：女性の平均勤続年数を 6年以上にする。

<対策>

- 過去 5年以内に入社した女性の人数が 7割以上を占めるため継続勤務できる環境を整備する。
- なんでも相談室を開設し、仕事の相談等上司以外にいつでも気軽にできるような環境を構築する。

目標 2：育児のための時間を取得しやすくする。

<対策>

- 結婚、妊娠、出産、育児及び介護等の事由により、女性社員が会社を退職することなく、継続して就労することを定着させるとともに、仕事と育児の両立を支援する体制を整える（業務をチーム化し、休暇を取得した場合はチーム内でフォローできる体制を構築することで、休みやすい環境づくりに取り組む）

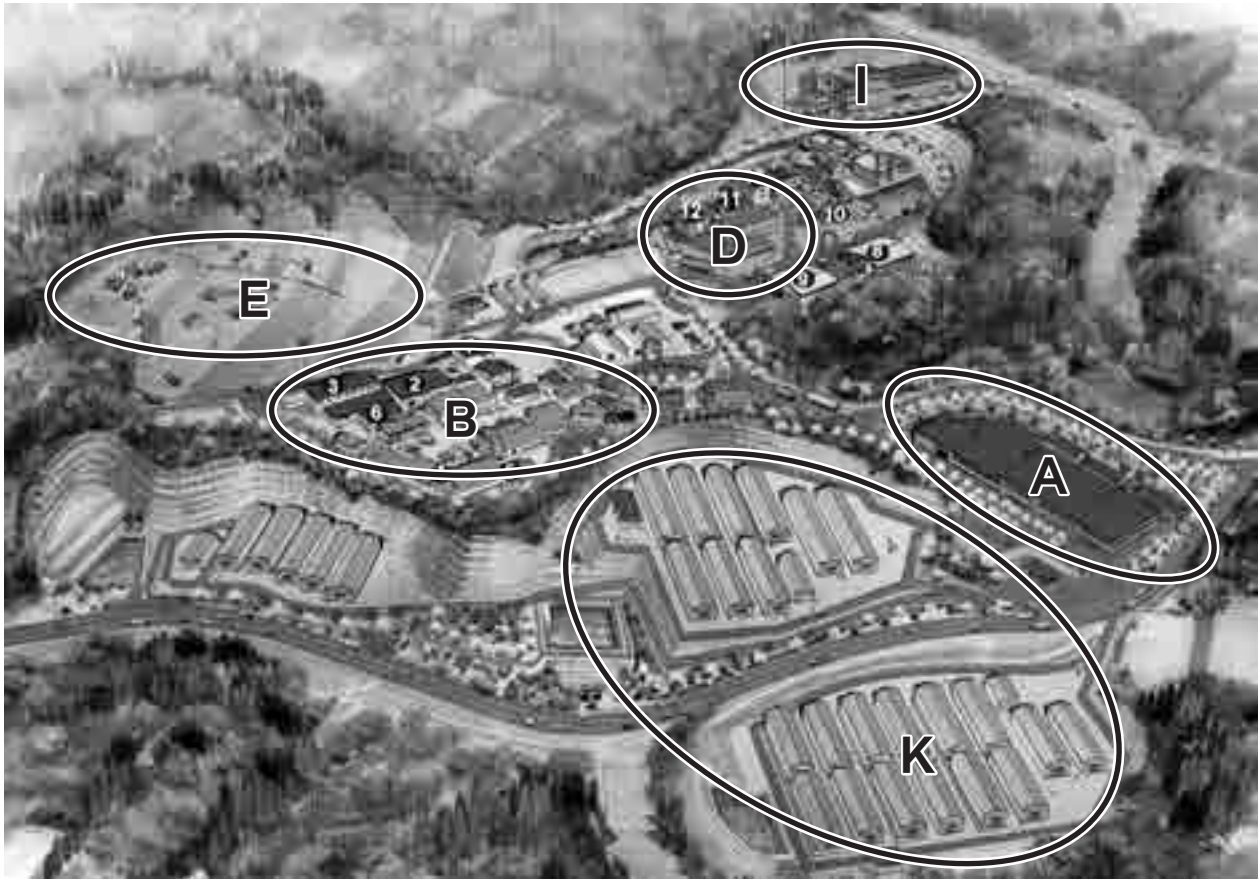
目標 3：月一度のノー残業デーの実施を呼びかけ、所定外労働を削減する。

<対策>

- 掲示板や社内グループウェアにより定期的にノー残業デーを作り社員への通知を行い、所定外労働の削減を推進する。

併せて、せっかくの機会ですので、吉谷事業所を見学させていただきました。同社は、約75ヘクタールの広大な敷地内で破碎・選別・中和・凝集・脱水・焼却、最終処分を同敷地内で迅速に完結させる国内でも稀な処理施設です。全国からの低濃度PCB廃棄物についても手広く受入をされています。また廃棄物由来の資源利用としてはリバース事業の再生プラスチックパレットの製造と焼却排熱を利用した発電併用焼却施設の電気・温水を利用した次世代施設園芸の栽培施設などの取組みにも力を入れています。

■株式会社富山環境整備 吉谷事業所の施設



- | | |
|-------------------------|--------------------|
| A 再資源化原料製造施設・再資源化製品製造施設 | E 最終処分場（管理型） |
| B 破碎・選別施設 | I 発電併用焼却施設 |
| D 低濃度PCB廃棄物処理施設 | K 次世代施設園芸による園芸栽培施設 |

B、破碎・選別施設

■混合廃棄物、建設系廃棄物等の選別を行っている。

選別分類

リサイクル可能物「廃プラスチック」、「金属くず」、「コンクリート」、「良質石膏ボード」。

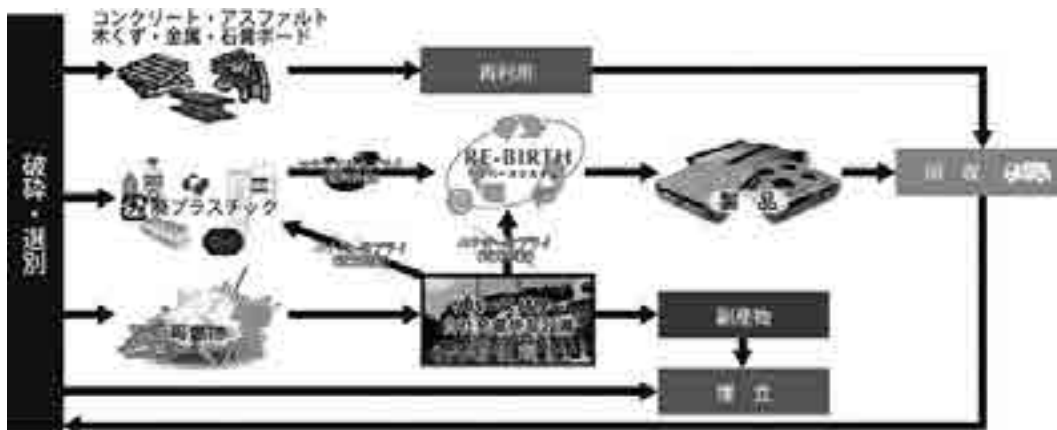
焼却可能な可燃物、
再利用できない不燃物に分ける。

■ハンマー破碎機で150mm以下に破碎、振動スクリーンで20mm以下のものを篩分け、風力選別機で20mm以上のものに選別。（破碎選別能力：1,216 t／日 18,000 t／月）

取扱廃棄物品目

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。





「可燃物」は、自社発電併用焼却施設の発電とトランスヒートコンテナによるサーマルリサイクルに、「廃プラスチック」は、自社リバースシステムの原料化（マテリアルリサイクル）と他社サーマルリサイクルの燃料として固形燃料を製造販売。「金属くず」は、他社銑鉄再生原料、「その他不燃物」は自社最終処分場に埋立処分。

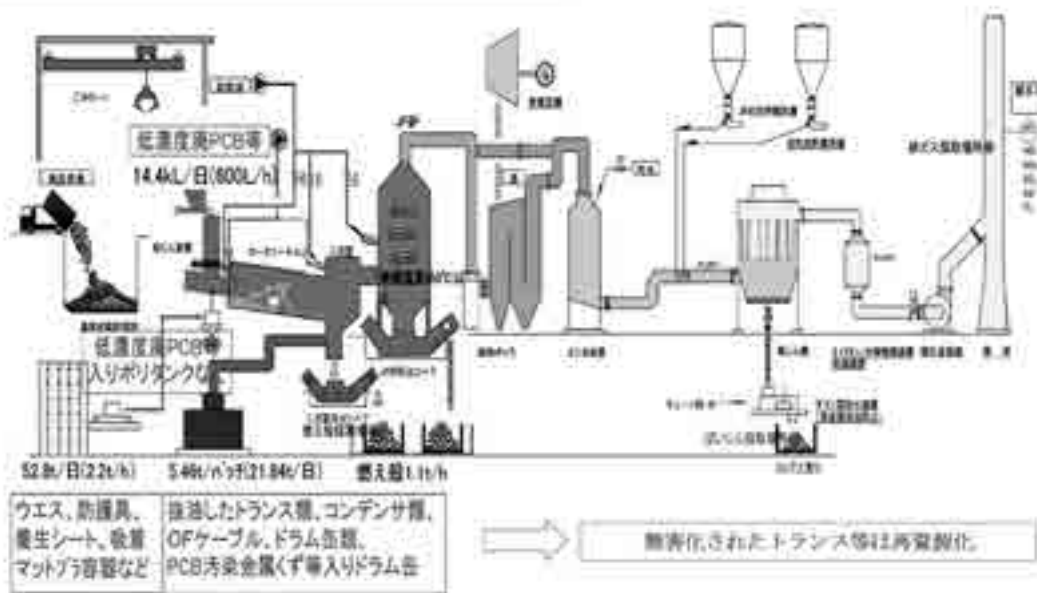
D、微量PCBを含む低濃度PCB廃棄物処理施設

2012年から微量PCB汚染廃電気機器等の処理に係るPCB廃棄物処理を手掛け、2015年実績7,950.9tの委託処理を行う。(2012年9月～2015年3月)



写真：低濃度PCB保管施設

微量PCBを含む低濃度PCB廃棄物取扱焼却施設

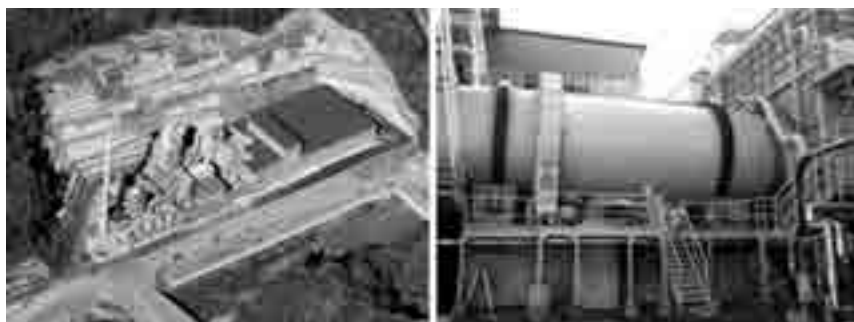


I、発電併用焼却施設（リバースパワー）

処理能力：144t／日(24時間稼働)

中間処理間施設から発生する可燃物や残渣のほか、汚泥、廃油、動植物性残渣なども混合して焼却。

焼却はロータリーキルン方式で行われ、廃熱を利用して発電し、冷却・脱硝・集塵することで大気汚染の主な原因となる排ガス中のダイオキシン類や窒素酸化物などの有害物質を除去します。廃棄物の焼却で得られた廃熱を利用して最大約1,500kwhの発電を行い、自社施設の施設園芸などに利用。



E、最終処分場（管理型）



埋立面積：231,300㎡（平米）

埋立容積：8,973,520㎡（立米）

埋立計画は平成50年度まで埋立可能としている。

種類：燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物

性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令13号廃棄物（石綿含有産業廃棄物含む）、自動車等破砕物（ASR）

遮水工：掘削面に保護マット／遮水マット／保護マット／遮水シート／遮光マット／保護土（50センチ厚）の6層構造

浸出水処理：活水汚泥処理など最適な処理方法で処理し、処理水については、焼却炉の冷却水として使用する。

A-1、（再資源化原料製造）リバース原料製造施設

リバースシステム原料製造工場では、一般家庭から分別回収した容器包装材を破碎・洗浄・圧縮してリバース製品に合わせた原料を加工する施設です。

■（軟質系ペレットミル処理）圧縮・減容（造粒）施設

プラスチック製容器包装又は廃プラスチック類のうち、かさ比重が小さい軟質系のプラスチックを主に処理する施設で、破碎・洗浄・乾燥・造粒し、ペレットミルを製造。リバース製品原料用として使用。



■（成型物フレーク化処理）破碎・洗浄施設

プラスチック製容器包装又は廃プラスチック類のうち、かさ比重が大きい硬質系のプラスチック（成型物）を主に処理する施設で、破碎・洗浄・乾燥し、フレークを製造。リバーズ製品原料用として使用。

**■（発砲スチロールインゴット化処理）破碎・圧縮施設**

プラスチック製容器の白色トレイ又は、廃プラスチック類の発砲スチロール等を主に処理する施設で、破碎・圧縮し、ポリスチレンのインゴットを製造。インゴットはペレット化されポリスチレンの原料用に再利用。

**■（RPF）加工燃料 廃プラスチック圧縮・減容施設**

廃プラスチック圧縮・減容施設は廃プラスチックの固形燃料化を目的とした施設で、廃棄物の中のプラスチック類を圧縮・減容し、固形燃料（RPF）に加工。工業用ボイラーの燃料に利用。

**■廃プラスチック容器包装圧縮・結束施設**

容器包装リサイクル法に基づいて市町村が回収したペットボトル及びペットボトルを除くその他プラスチック製容器包装のベール化（圧縮・梱包・保管）施設。プラスチック製容器包装の再商品化業務への円滑化と推進。

**■廃プラスチック類圧縮・減容（ラージベール）施設**

受入れた廃プラスチック類の飛散防止及び減容化施設。再資源化施設等で有効利用。現在3つの工場が稼働しています。

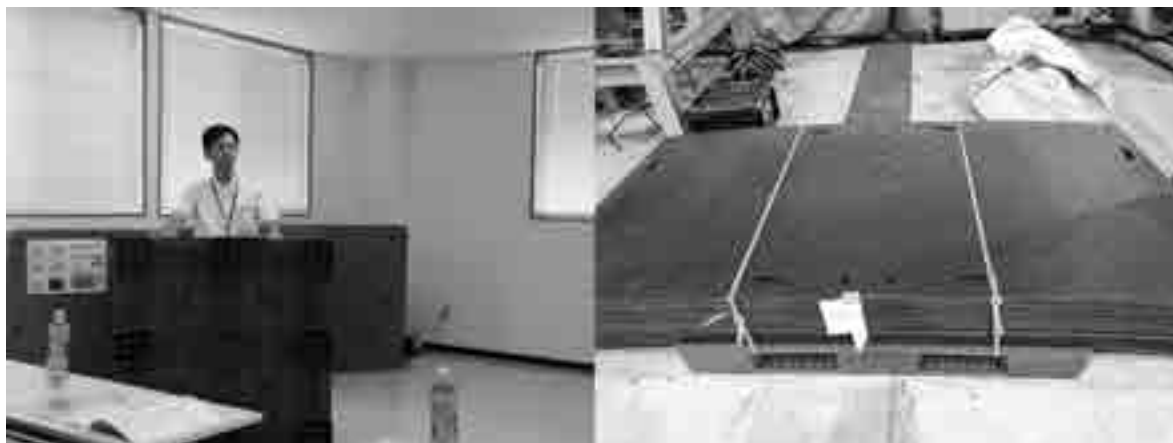


A-2、(再資源化製品製造)リバースパレット生産施設

リバース製品製造施設は、自社再資源化原料100%原材料としたリバースパレット製造の一貫した自社生産体制により年間最大80万枚の生産能力がある。

■製造工程

プラスチックを溶融機で220℃～250℃に(ゲル化)溶かし、プレス成型器にゲル化した原料プラスチックを投入、プレス成型器(3000t:5機)・射出機(1,800t:2機、1,200t:2機)で圧縮成型後、ゴム打ち、溶接機、完成検査を経て完成する。



写真：再生パレットと軽量敷板

K、次世代施設園芸導入による園芸施設栽培施設



農林水産省「次世代施設園芸導入加速支援事業」は、施設の大規模化・集約化によるコスト削減、ICT(情報通信技術)を活用した高度な環境制御技術で安定した収穫量の実現、地域雇用の創出、化石燃料からの脱却により施設園芸を次世代に向かって発展させることを目的としており、古谷事業所では廃棄物処理の焼却排熱を利用した発電施設併用焼却施設の電力・温水リバースエネルギー活用により化石燃料からの脱却を図っている。またICT技術を使った高床式水耕栽培・(温度・湿度・CO₂濃度の調整を行う)加湿栽培システムにより周年にわたる安定的な収穫を行える。

■設備・施設概要

温室及び冷暖房設備 28棟（4ヘクタール）
 種苗供給施設 2棟
 出荷調整施設 1棟
 廃棄物由来の焼却発電ボイラーと熱電供給システム
 （トランスヒートコンテナ）



写真：フルーツトマト（フルティカ）
の水耕栽培施設

■園芸栽培品種

○フルーツトマト（フルティカ）
 作付面積：2.8584ha
 目標収量：505 t



○花卉（ランタンキュラス・トルコキキョウ）
 作付面積：1.2ha
 目標収量：143万本



■質疑応答

Q 1 安全教育・安全対策についてどのように行っていますか？

A 1 安全衛生委員会を設置して月1回開催。

場内の安全パトロールは専属の安全係員が随時巡回の実施。

リスクアセスメント等の専門教育はコンサルタントを招き、専門家の意見を取り入れ毎年行っています。基本的な安全教育は事業部毎、社員教育も同様に事業部毎に行っています。

Q 2 工場内の清掃をどのように行って居りますか？

A 2 1日の三交代勤務就業時の最後に都度、清掃を行い常時場内環境を保っている。

Q 3 産廃業のイメージアップについて、次世代に向けた産廃業事業者としての将来展望は？

A 3 地元と保全協議会を設け年3回の報告を行い、地元の意見を積極的に取り入れています。

アグリ事業を通じて会社の認知度も上がり見学者も2日に1件のペースで増えて居ります。

子供達にも解りやすい工場案内の説明に務めています。

アグリ事業の展開は地元雇用の創出と地場産業としての展開と最終的にはアグリ事業と連携したレストラン経営を目指す。

■最後に

「働き甲斐」のある職場実現に向けた取り組みとしての人材確保・人材育成・女性活躍の推進の働き改革などは、これまでの廃棄物処理業のマイナスイメージを払拭し、産廃業界の目指す新たな方向性であると深く感銘を受けました。また、昨今、プラ輸入資源化に向けて課題が多い昨今、自社内施設で廃棄物由来の廃プラスチックの原材料から再生パレット製造までを一貫して行えるリバースシステムの強み、廃棄物由来のエネルギーを有効利用した農作物の次世代施設園芸の数々の事業など、今後のわれわれの業務の展開を考えるうえで、大変参考になりました。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会危機管理委員会の施設見学会につきましては業務多忙にもかかわらず懇切丁寧な説明を頂き、また施設をご案内頂いた営業本部 部長 中山様、営業課課長 河村様、石坂様に心より感謝申し上げます。

文：野村興産株式会社 佐々木智寅

メールマガジン「Clean Life オンライン」好評配信中！

会員を対象にメールマガジン「Clean Life オンライン」を配信中です。すでに多数の会員の方にご登録いただいておりますが、まだまだ受付中です。配信ご希望の会員の方は本会ウェブサイトプライバシーポリシーをご確認のうえ、同意された場合には下記要領に従い、配信先メールアドレスのご登録（無料）をお願い申し上げます。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会のプライバシーポリシーの開示
<http://www.o-sanpai.or.jp/privacy>

なお、メールマガジン配信にご登録をされますと、ファックスによる情報提供は停止されます。予めご了承ください。

【メールマガジン配信先のご登録要領】

1. 次の事項をご記入の上、**office@o-sanpai.or.jp**に送信してください。

- ①会員の名称
- ②ご担当者所属・役職・氏名
- ③電話番号
- ④配信先メールアドレス（1会員につき1メールアドレスのみの登録となります）

2. 送信時の件名は「メールマガジン配信希望（会員の名称）」としてください。

Clean Lifeオンラインのバックナンバー

10月4日

Vol.114 ■ 高濃度PCB使用安定器の早期処理の徹底に係る周知依頼

Vol.115 ■ あなたのイラストがタンブラーになる／募集受付中

10月4日

Vol.116 ■ 「大型車車輪脱落事故防止キャンペーン」のお知らせ

Vol.117 ■ 平成30年度下半期の労働災害防止対策の推進について（周知依頼）

10月16日

Vol.118 ■ 平成30年度産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナーの開催について（ご案内）

10月17日

Vol.119 ■ 産業廃棄物処理業の景況動向調査について

10月24日

Vol.120 ■ 平成30年度産業廃棄物処理業界への暴力団介入防止のための講習会について（ご案内）

Vol.121 ■ 平成30年度最低賃金金額の改定について

10月26日

Vol.122 ■ 外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等に関する調査結果について

10月30日

Vol.123 ■ 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について（環境省）

10月31日

Vol.124 ■ 平成30年北海道胆振東部地震により生じた災害廃棄物に係る特例省令の施行について

11月5日

Vol.125 ■ 中国の輸入規制に伴う影響に関するアンケート調査について（お願い）

11月19日

Vol.126 ■ 安全衛生活動の現状調査のお願い

11月26日

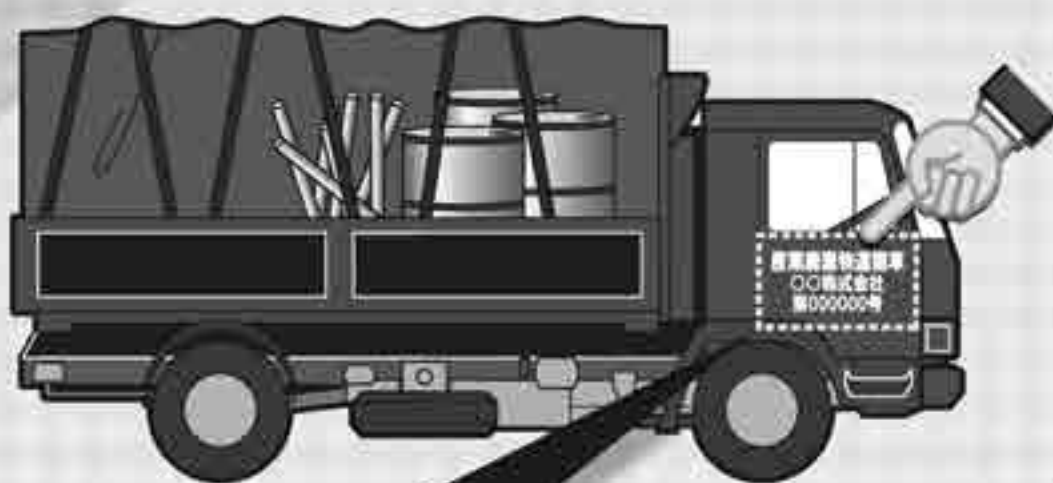
Vol.127 ■ 平成30年度PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会（ご案内）

事業案内

Business Prospectus

産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナー(応用コース)	
平成31年 1月17日(木) 14時00分～16時00分	大阪産業創造館 パソコン実習室 大阪市中央区本町1-4-5
<p>協会発行の「産業廃棄物処理業に関するBCP策定ガイドライン」に収録されたテンプレートを使って、実際にBCPの文書を作成するセミナーを開催いたします。パソコンをおひとりに1台ご用意し、それぞれの会社に合わせて作成したBCPの文書は会社へお持ち帰りいただきます。参加費は会員企業は無料、非会員企業はお一人につき2,000円です。申込方法は詳細が決まり次第、弊会ウェブサイトでご案内致します。</p> <p>(公社)大阪府産業資源循環協会ウェブサイト http://www.o-sanpai.or.jp</p>	
電子マニフェスト操作体験セミナー	
平成31年 2月 5日(火) 10時00分、14時00分	大阪産業創造館 パソコン実習室 大阪市中央区本町1-4-5
<p>これから電子マニフェストの導入を検討されている方、導入して間もない方を対象に、電子マニフェストのデモシステムを使用し、基本的な操作方法をご説明いたします。パソコンを一人一台ご用意いたしますので、実際の画面を見ながら、操作性や電子マニフェスト利用のメリットを体験していただきます。参加費は会員、非会員ともに無料です。</p> <p>JWNETウェブサイト http://www.jwnet.or.jp/jwnet</p>	
産廃塾	
平成31年 2月 6日(水) 13時30分	(公社)大阪府産業資源循環協会 会議室
<p>廃棄物処理に関する法務を中心に、参加者の方々が持ち寄られた日常業務で生じる疑問や課題等を参加者同士が意見交換を行い、他社の取組みや問題解決方法を学び、相互の資質向上を図っていただくことを目的とした研修です。参加費は会員企業は無料、非会員企業はお一人につき2,000円(税込)です。申込方法は詳細が決まり次第、弊会ウェブサイトでご案内致します。</p> <p>(公社)大阪府産業資源循環協会ウェブサイト http://www.o-sanpai.or.jp</p>	
共生の森植樹祭	
平成31年 3月 9日(土) 時間未定	堺第7-3区 ※南海本線石津川駅から送迎バスあり
<p>産業廃棄物処分場 堺第7-3区で府民・NPO・企業・行政等の協働により、多様な生き物がすむ自然豊かな「共生の森づくり」の活動の一環として、府民の皆さんが森に成長していく苗木たちを植える「植樹祭」を開催します。参加ご希望の方は弊会までお問合せ下さい。</p> <p>(公社)大阪府産業資源循環協会 TEL 06-6943-4016</p>	
廃棄物収集作業向上研修会	
平成30年 3月 8日(金) 時間未定	大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル13階
<p>より安全に廃棄物を収集運搬するためには、どのようなことに注意して運搬を行うか等を学んでいただく研修会です。参加費は会員企業は無料、非会員企業はお一人につき2,000円(税込)です。申込方法は詳細が決まり次第、弊会ウェブサイトでご案内致します。</p> <p>(公社)大阪府産業資源循環協会ウェブサイト http://www.o-sanpai.or.jp</p>	

あなたの産業廃棄物運搬車両には
**必要な表示が
 されていますか？**



産業廃棄物収集運搬業者が、他社の産業廃棄物を運搬するときの表示例

産業廃棄物収集運搬車
 株式会社○○産業
 第000000号

産業廃棄物の収集運搬車
 両である旨が正確、正式
 な名称、許可番号下6桁
 が表示されている。

産業廃棄物収集運搬車両には産業廃棄物収集運搬車両であることの
 表示をしなければなりません。
 文字の大きさ、表示内容は法律で決められています。

◆車両表示板についてのお問い合わせは、

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

〒540-0011 大阪府中央区農人橋1丁目1番22号 TEL:06-6943-4016

マニフェスト・スマートプラス

平成30年4月1日～平成31年7月末 無料体験期間（ご意見をお寄せ下さい）

提供開始のお知らせ

マニフェスト・スマートプラスなら
パソコン^{※1}を使ってこんなことが可能に！

マニフェスト 管理

行政報告 関連文書管理

委託契約 作成期限管理

許可証 期限管理

システム利用料
今なら無料！^{※2}



マニフェストの取り扱いにこんなお悩みありませんか？
「マニフェスト・スマートプラス」が解決します！

Q 産業廃棄物の取り扱いが少ないけど大丈夫？

「マニフェスト・スマートプラス」は取り扱いが少量・少頻度の方に利用しやすいサービスです。

Q 導入したくても自分達だけではダメ？

排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者（最終処分業者）の3者が揃わなくても利用可能。どなたでもマニフェストのデータを管理できます。

Q データにするとセキュリティ面が心配...

独自に開発したアプリケーションを利用するので、ファイルは外部から安全に保護されます。^{※3}

Q 追加費用はかからない？

運用後のバージョンアップは無料です。更新な作業かつ追加費用はかかりません！

Q 将来は電子マニフェストを導入したいけど...

今後、EDI方式により電子マニフェスト情報処理センターJMNETに接続・登録予定です。^{※4}

お試しインストールのお申し込みはこちらから

http://www.zensanpairen.or.jp/manifest_plus/

^{※1} インターネットに接続されたパソコンが必要です。Microsoft Officeがインストールされている必要があります(現時点にて2016まで対応)。日本法人システムに制限はありません。OSはWindowsのみ対応(バージョンは問いません)。なお、Macでは動作しません。

^{※2} 平成31年8月から利用料をお支払いいただけます。利用料は平成30年度末に公表します。

^{※3} 入力・登録されたデータはクラウドサーバ上に保存されます。

^{※4} 詳しい時期は届点のところで未定です。

新規入会会員紹介

正会員 平成30年10月～平成30年11月に入会した会員

株式会社 アールエスケー

代表者	尾崎 健		
住所	〒567-0865 大阪府茨木市横江2-6-13		
電話番号	072-636-6677	FAX番号	072-636-6699
業務内容	収集・運搬業(積替保管含む)・中間処理業		

株式会社 ケーシーエス

代表者	片淵 昭人		
住所	〒596-0817 大阪府岸和田市岸の丘町2-2-15		
電話番号	072-443-8723	FAX番号	072-489-3013
業務内容	収集・運搬業		

工和建材 株式会社

代表者	坂本 泰規		
住所	〒596-0801 大阪府岸和田市箕土路町2-17-11		
電話番号	072-445-5797	FAX番号	072-445-7650
業務内容	収集・運搬業		

RTT株式会社

代表者	久永 勇		
住所	〒592-8331 大阪府堺市西区築港新町4-2-4		
電話番号	072-280-0672	FAX番号	072-280-0073
業務内容	収集・運搬業		

賛助会員

有限会社 橘金属

代表者	橘 重久		
住所	〒532-0025 大阪府大阪市淀川区新北野2-1-1		
電話番号	06-6301-4404	FAX番号	06-6302-1492
業務内容	廃棄物再生事業、自動車解体業		

あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社大阪支店

代表者	川口 哲司		
住所	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町4-1-7-3階		
電話番号	06-6267-8760	FAX番号	06-6267-8755
業務内容	損害保険及び生命保険代理店事業		

入会のメリット

社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR（企業の社会的責任）が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成30年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直され、社会性評価の項目の中で、防災協定を締結している業者には、加点数が従来の15点から20点に引き上げられました。本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」、平成29年10月12日に大阪市と「災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定」、平成30年4月27日に堺市と「災害廃棄物の処理等に関する協定」、平成30年5月28日に泉佐野市と「災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しており、会員の皆様は、本会交付の証明書により、この制度をご活用いただけます。証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」を本会ウェブサイトからダウンロードもしくは、本会にお問合せの上、ご入手していただき、必要事項をご記入のうえ、協会へ申請してください。

講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

Member

会員紹介

Information

会社名	リマテック株式会社		
住所	岸和田市地藏浜町11番地の1		
代表者名	藪 哲 之	代表者役職	代表取締役社長
従業員数	32名	会社設立日	昭和49年11月

H I S T O R Y



代表取締役社長

藪

哲之

インタビュー

本社・大阪工場：岸和田市地藏浜町11番地の1
 メタン発酵施設：岸和田市臨海町16番1
 堺 S C 工場：堺市西区築港新町4丁2番4
 藤原事業所：(太平洋セメント株式会社 藤原工場内)
 三重県いなべ市藤原町大字東禅寺1361-1
 南港事業所：(関西電力株式会社 南港発電所内)
 大阪市住之江区南港南7丁目
 事業内容：産業廃棄物処理
 再資源化事業
 廃棄物資源化プラントの設計、製作および販売
 廃棄物再資源化のエンジニアリング業務等
 U R L : <https://www.rematec.co.jp/rematec>

沿革

1951年9月 大阪湾で漁業を営む創始者が大阪浚渫株式会社を設立創業
 1974年11月 商号を「近畿環境興産株式会社」に変更
 1983年3月 大阪工場RFプラント完成 RF事業スタート
 1988年3月 九州工場RFプラント完成
 1993年6月 中華民国高雄にRF技術を移転
 1993年7月 大阪新工場完成
 1996年7月 韓国ウルサンにRF技術を移転
 1998年8月 九州新工場完成
 1999年3月 大阪工場ISO14001：1996年度版の認証取得
 2000年7月 九州工場ISO14001：1996年度版の認証取得
 2000年11月 環境報告書「REMATEC 2000」創刊
 2006年5月 世界初の商用亜臨界プラント堺SC工場完成
 2007年3月 堺SC工場ISO14001認証取得
 2008年11月 環境省よりエコ・ファースト企業として認定
 2009年10月 大阪工場、九州工場、堺SC工場OSHMSを認証取得
 2010年4月 「リマテック株式会社」へ社名変更
 2010年6月 「RTT株式会社」を設立
 2011年1月 大阪工場産業廃棄物収集運搬事業を分社化し、「RTT株式会社」へ継承

- 2011年 8月 東北支社を開設
- 2013年 1月 「リマテックホールディングス株式会社」を設立
「リマテック東北株式会社」を設立
- 2013年 9月 海外現地法人「REMATEC&KSN Thailand」を設立
- 2014年 1月 「リマテック九州株式会社」を設立
- 2014年 4月 持株会社(リマテックホールディングス株式会社)体制に移行
各事業を吸収分割等により継承
 - ・九州工場の事業を分社化し、「リマテック九州株式会社」へ継承
 - ・「リマテック東北株式会社」を「リマテックR&D株式会社」へ社名を変更、及び大阪技術本部の事業を継承
「リマテック東北株式会社」を新たに設立
- 2015年 8月 メタン発酵施設MFパワー1号の運転開始 バイオガス発電事業スタート
- 2016年 3月 リマテック株式会社・株式会社関西再資源ネットワーク・株式会社マルサンの各営業部門を分離統合した「株式会社レックス」を設立

I N T E R V I E W

処理困難物を代替燃料にリサイクル

— 御社事業の概要を教えてください。

藪 : 当社はリマテックグループの一員として、産業廃棄物処理・再資源化事業を中心に、再資源化プラントの設計・製作・販売やエンジニアリングを行う事業会社です。また、グループとして環境修復事業も展開しており、海難事故での原油流出や大規模災害によって発生した災害廃棄物へも対応します。そのほか、各種タンク・ピットなどのクリーニングサービスも提供していますよ。

事業拠点としては、本社・大阪工場（大阪府岸和田市）、メタン発酵施設（岸和田市）、堺SC工場（堺市）のほか、太平洋セメント(株)藤原工場内に藤原事業所（三重県いなべ市）、関西電力(株)南港発電所内に南港事業所（大阪市）。グループ全体で見ますと、大分県臼杵市にリマテック九州(株)、岩手県大船渡市にリマテック東北(株)があり、物流部門のRTT(株)も併せ、幅広い地域に対応可能な体制となっております。

中核となるのは、廃棄物から石炭代替燃料(Reclaiming Fuel)を製造する「RF事業」です。当社独自の特許技術により、廃油などの液物だけでなく、固形物や粉体まで、幅広い廃棄物を原料にセメント焼成用補助燃料へと再資源化し、これをセメント工場等に納入しています。



本社工場施設外観

I N T E R V I E W



RFプラント全景

——当初は大阪湾の廃油処理から出発したと聞いています。

藪：前身となる近畿環境興産(株)は、漁業関係者だった創業者が大阪湾の海洋汚染を憂い、主原因である廃油・廃液の処理をするべく1974年に設立しました。高度経済成長の最中、回収した廃油・廃液のリサイクルをしようと技術開発に取り組み、RFの製造技術を確立。1983年にはRF事業を開始しています。

RF事業の特徴は、特許技術によりさまざまな産廃・特別管理産廃の受け入れが可能な点です。大阪工場の許可品目は、産廃では燃え殻（廃活性炭に限る）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、ばいじん。特管産廃では汚泥、廃油、廃アルカリとなっています。また、廃棄物同士のミキシングによって再資源化するため、排ガスや廃水が発生しません。製品のRFは石炭代替燃料ですから化石燃料の使用抑制とCO₂の排出抑制にもつながりますし、その燃え殻もセメント原料になりますから、リサイクル率も高く、全体として、環境負荷の低いエコなリサイクルシステムになっています。

技術開発で時代のニーズを先取りする

——RFの製造はどんな形で行われているのでしょうか？

兼平：実際の製造フローとしては、まず廃棄物の分析を行い、ふるいで不適物を除去しつつ、液体、粉体、汚泥など性状ごとにタンクやピットへ受け入れます。分析結果をもとに混合割合を計算し、一次ミキサーで混練、二次ミキサーで仕上げの混練を行い、さらに篩機で異物を除去したうえで再度分析し製品スペックに適合したものが最終製品となります。

特に力を入れているのは、事前分析の部分ですね。RFはミキシングによる成分調整で製造しますから、原料となる廃棄物の性状チェックは疎かにできません。当社では最新の分析機器を導入し、しっかりとした技術的な裏付けのもとでRF製造に取り組んでいます。



RF（再生された燃料）

——新しい技術の開発にも積極的です。

藪：これまでも、世界初の商用亜臨界プラントや、メタン発酵プラントなどを実現してきました。当グループは「技術をコアに、地球資源である物質を無駄なく効率よく循環させることによって、持続可能な社会の構築に貢献する」ことを経営理念としていますから、技術の研鑽と技術開発への挑戦は社風かもしれませんね（笑）。当社開発部門には、常時4～5人の研究員が在籍しており、多様な分野の技術開発を行っています。

やはり、技術開発は時代を先取りしてこそだと思いますし、とにかく幅広くたくさんの種を用意することが重要でしょう。ですから当社では、社内で技術発表会を開き、研究部門と他部門が意見を交わすことでビジネスシーズを見つけ、事業へと結びつけています。

I N T E R V I E W

——企業の活動全体でも、新しい試みを多くされていますね。

藪：環境報告書やCSRレポートなどの発行、エコファースト企業認定など、廃棄物業界では早い時期から取り組んできました。やはり、廃棄物を扱ううえで社会的な信頼を得ることは不可欠です。一方、廃棄物業者の活動は外部から見えにくい部分があり、業界のイメージはなかなか改善していないのが実情でしょう。そうしたイメージを変える意味でも、当社は情報公開を徹底し、ISO14001（環境マネジメントシステム）やOSHMS（労働安全衛生マネジメントシステム）の取得にもいち早く取り組みました。

直近では、当社を含む近隣の同業3社の営業部を総合した㈱レックスを設立しました。各社の既存インフラとネットワークを駆使して、顧客に効率的で付加価値の高い資源循環を提供しています。



インタビューに同席していただいた環境安全室室長の深田雅史氏（左）と製造部部长の兼平康弘氏（右）

地域に信頼される企業を目指して

——信頼という意味では、災害廃棄物処理への支援も多く手掛けていらっしゃいます。

藪：先ほど申し上げた通り、当社は海洋汚染からの環境回復からスタートしています。その後も1995年の阪神・淡路大震災で発生した震災廃棄物の処理や、1999年に発覚した岩手・青森県境不法投棄事案の原状回復事業などを手掛け、災害廃棄物や大量廃棄物の処理に関する知見を蓄積してきました。

なかでも契機となったのは、2011年3月に発生した東日本大震災からの復興プロジェクトでしょうか。県境廃棄物処理でご縁のあった岩手県から要請を受け、大船渡市や陸前高田市などの災害廃棄物処理に取り組みました。私自身も4月に現地へ入りましたが、津波のためにほとんどのがれきが海水をかぶっており、塩分が問題となってなかなか処理が進められない状況でした。社員が知恵を絞り災害廃棄物の選別や除塩を行うプラントの提案し、実際の作業にも携わることになったんです。

実際の作業では、がれきとともに海産物の廃棄物が問題でした。被災地域には水産加工場が多く、現場に残された廃棄物には海産物製品もたくさんあったのですが、地震発生から時間が経っていたため腐敗し、臭気がひどくて。そのままでは処理できないので、当社スタッフが手作業で袋詰めしてから処理することとしました。現場としてはきつい作業でしたが、だからこそ地域の皆さんからの信頼を得られたと感じます。

贈られた感謝状
東日本大震災津波による復興支援に対して岩手県知事から



東日本大震災の震災廃棄物処理後も復興工事や企業の生産活動から発生する産業廃棄物をセメント工場から資源として循環する工程の一部を担当

INTERVIEW

—その後も2014年の熊本地震や広島土砂災害などで貢献されました。

深田：やはり、廃棄物処理は社会のインフラですから、社会的な課題に挑戦して地域に貢献することが重要なミッションだと考えています。今般の西日本豪雨や、立て続いた台風による被害に対しても積極的に貢献すべく、被災自治体などに技術提案をしています。特に広島県に関しては、2014年の豪雨災害からの復旧をお手伝いした経験がありますから、しっかりとした支援をしたいですね。




—今後の抱負をお願いします。

藪：基盤となるRF事業では、製品のさらなる高品質化を進めます。時代の変化とともにニーズも変化していますから、顧客がより信頼できるものを安定的に供給できるよう、プラントから改善していきたいところです。環境回復事業に関しても、もちろん災害や公害は起きないに越したことはありませんが、いざというときに頼ってもらえるよう、地域の皆さんから信頼を得ていきたいですね。そのためにも品質の高い仕事をし、社会に役立つ企業として認知していただくべく努力を続けて参ります。



わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

氏名	阪口 久士
所属	製造部 係長
自己紹介 	2007年の入社から11年目となります。製造部係長として奮闘する日々が続いておりますが、自分自身はもちろん部下の知識面や技術面のスキルアップ・レベルアップを図り、「人間力」の向上に努めております。今後も一人一人の「人間力」を高めることで信頼される企業になれるよう尽力する所存です。

会社からの一言

今、気候変動・資源の枯渇・人口問題など、日本だけでなく地球全体の問題として社会が目まぐるしく変動している時代です。日本の企業や私たちの業界が10年、20年先どのようなになっているのかを想像し、今何をしなければならないかをよく考え、一歩踏み出さないといけない難しい時期でもあります。貴殿が今取り組んで頂いている「人間力」の向上は、自社にとって重要な課題と認識しており、引き続き取り組んでいただき突き進んでください。貴殿の情熱と強い意志で新たな時代に対応できる会社の基盤を築いてくれることを期待しております。

主催 公益社団法人全国産業資源循環連合会
共催 公益社団法人大阪府産業資源循環協会、他

後援 環境省

キャリアアップを考えている方に必須の試験です！

産業廃棄物処理検定

～廃棄物処理法基礎～

試験日時

平成31年 **2月17日(日)**
10時00分～11時30分

場 所

こくみんかいかん
国民會館 武藤記念ホール
大阪府中央区大手前2-1-2
国民會館住友生命ビル12階
大阪メトロ(地下鉄)・京阪電車
「天満橋」駅から徒歩3分
※上記の他に全国11か所で同時開催

大阪会場定員

140名

受講料

7,020円(税込)

産業廃棄物処理検定に合格すると…

日頃から産業廃棄物処理に携わっている排出事業者や処理事業者の従業員の方を対象としています。合格者には合格証明書カードが交付され、お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で的確な提案をすることができる、廃棄物を適正に処理する上できちんとした知識を備えた人材であることの証明となります。

試験範囲

廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト、帳簿、保管基準、処理基準等に関する法令の基礎

【申込方法】 連合会ホームページからのウェブ申し込み

<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/>

産廃 人材育成

検索



【受付期間】 平成30年12月5日～平成31年1月18日(受付期間中であっても定員になり次第、受付締切)

【お問合せ先】 (公社)全国産業資源循環連合会 検定試験担当

TEL 03-3224-0811 FAX 03-3224-0820

Clean Life

クリーンライフ

HPでご覧頂けます

<http://www.o-sanpai.or.jp/>

●第3回地球環境保全のための3R推進フォーラム
「地域における3R社会の未来」



第64号 (平成28年3月25日発行)

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の見直しに関する意見



第65号 (平成28年6月10日発行)

●食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル



第66号 (平成28年9月14日発行)

●待ったなし！
加速する
PCB廃棄物の処理



第67号 (平成28年11月25日発行)

①第1回さんばいフォーラム (MAMORU) 終了報告
②廃棄物処理制度の見直しの方
向性(意見具申)
③産業廃棄物処理の現地確認



第68号 (平成29年3月25日発行)

①廃棄物処理法改正案
(平成29年3月10日閣議決定)
②廃棄物処理法施行規則改正
(平成28年4月28日公布)



第69号 (平成29年6月9日発行)

①水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行令等の改正概要について
②食品廃棄物の不正転売事案について(総括)
③排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト



第70号 (平成29年9月26日発行)

産業廃棄物処理業の
振興方策に関する提言
平成29年3月 環境省
産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会



第71号 (平成29年12月1日発行)

①第2回さんばいフォーラム (MEGURU) 終了報告
②廃棄物処理法施行令の改正
③バーゼル法施行令の改正



第72号 (平成30年3月26日発行)

●有害使用済機器の保管等に関するガイドライン
(第1版)平成30年3月環境省



第73号 (平成30年6月11日発行)

●平成29年改正廃棄物処理法Q&A集



第74号 (平成30年9月28日発行)

BACK バックナンバー内 NUMBER

連絡先：公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会の

分かりやすく コンパクト 必携の一冊

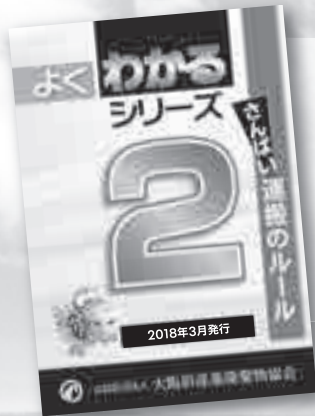
よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠な manifests のしくみを分かりやすく解説！本冊子では manifests の書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末には manifests についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



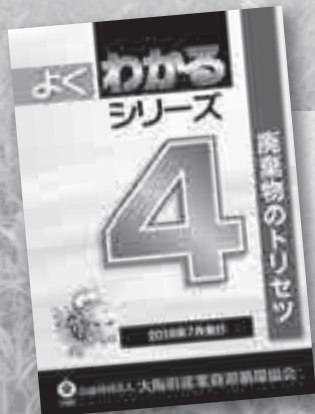
よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項を Q & A 方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。




よくわかるシリーズ4

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の種類の何になるのか？など廃棄物の適正処理の基本となる判断基準を中心に解説。廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。




廃棄物法制等普及促進シリーズ

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 1
● 通知で見る廃棄物処理法



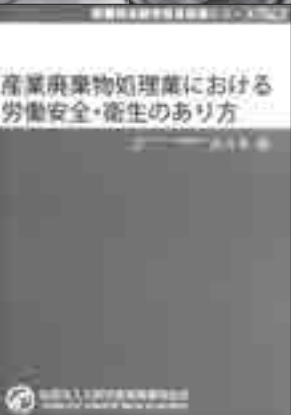
2009年4月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 2
● 産業廃棄物処理業の
● 経理的基礎のあり方




2010年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 3
● 産業廃棄物処理業における
● 労働安全・衛生のあり方




2011年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 4
● 産業廃棄物処理業における
● ヒヤリ・ハットの事例分析




初版 2011年12月1日発行 第2版 2015年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 5
● 廃棄物収集作業マニュアル




初版 2012年5月1日発行 第2版 2016年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 6
● 循環資源市場実態レポート




2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 7
● 産業廃棄物埋立処分場の
● 公共関与のあり方




2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 8
● 汚染土壌処理の
● 法規と実態




2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 9
● 廃棄物の定義と事業者の
● 特定に関するFAQ




2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 10
● 産業廃棄物処理業に関する
● BCP策定ガイドライン




2014年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 11
● 地域における3R社会の未来
● (地球環境保全のための3R推進フォーラム実施報告書)



2016年11月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 12
● 廃棄物処理先進事例
● 調査報告書



2017年12月1日発行



編集後記

さんばいフォーラム。「地域社会の持続可能性を産業廃棄物業界の視点で考える」。

私が大阪産廃協会青年部の部会長を仰せつかっていた3年前、任期の中で一番大きな規模の事業を請け負うことが決まった。

まず初めにしたことは、就任したフォーラム委員長と2人で夜遅くまで、あーでもない、こーでもないとフォーラムの柱となる方向性を話し合った。

そして出てきたのが「地域社会の持続可能性」。

これは、私たち青年部が請け負う以前に行われていたフォーラム事業の、結論として出てきた言葉。本当に偶然でした。

もうこれしかないと会議で提案し、3年計画で「MAMORU」「MEGURU」「KAWARU」、毎年のキーワード（テーマ）を変え開催することになった。

テーマは決まっても、日々変わる世の中の動きにアンテナを張りながら、1年目、2年目と、プログラムや出演者の選定など、本当に大変な事業だった。

そして先日開催された3回シリーズの最終回。テーマは「KAWARU」。

大阪府産業廃棄物協会から、大阪府産業資源循環協会に団体名が変わったのも何かの縁。

国連が提唱したSDGsという方向性を産廃業界に当てはめて考える内容だったが、恥ずかしながら、フォーラムで取り上げられるまで、全く知らない言葉だった。SDGsという言葉を知った途端に、あらゆる場所でSDGsに取り組んでいる企業や団体の情報が入ってくる。本当にいい勉強になったが、本フォーラムにおいて、私のハイライトは別にある。

私は司会を務めていたが、全てのプログラムを終え、「最後にフォーラム委員長より挨拶を～」と、アナウンスをしている時、私の目の前に座っていたフォーラム委員長は、姿勢を正し、目をつぶって、大きく深呼吸をしていた。そこに3年間やり切った委員長の、様々な想いの全てが凝縮されているようで少し感慨深いものがあった。そして、フォーラムはきっかけの一つでしかないが、間違いなく次世代を引っ張る青年部のメンバーが、会社をを、そして業界をもっと良くしようと、本気で行動を起こしたとき、本当に「KAWARU」日がくると思う。

尾 崎

Clean Life vol.75

編集 公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
組織広報委員会

委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
副委員長	高好健二
委員	尾崎正孝
委員	片渕則人
委員	北本かおり
委員	渋谷和義
委員	高田実佐大
委員	平尾道哉
委員	福田勝
事務局	福原睦美

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会







近畿地区 平成30年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間 受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成30年 4月					大阪会場：27日		大阪会場：26日
5月	京都会場： 8日～9日 兵庫会場： 15日～16日				兵庫会場：11日 京都会場：23日		兵庫会場：10日 京都会場：24日
6月	奈良会場： 19日～20日				滋賀会場：13日 奈良会場：21日	京都会場： 27～28日	滋賀会場：14日 奈良会場：22日
7月	大阪会場： 3日～4日		兵庫会場： 11日～13日		兵庫会場：25日		大阪会場：5日 兵庫会場：24日
8月	和歌山会場： 8日～9日	兵庫会場： 28日～31日			大阪会場：2日 京都会場：8日		大阪会場：1日
9月	京都会場： 12日～13日				和歌山会場：19日 大阪会場：27日	兵庫会場： 11日～12日	和歌山会場：20日 大阪会場：26日
10月	大阪会場： 3日～4日 兵庫会場： 10日～11日			大阪会場： 22日～26日	兵庫会場：12日 京都会場：16日		京都会場：17日
11月	滋賀会場： 1日～2日				大阪会場：21日 奈良会場：22日		大阪会場：20日
12月	大阪会場： 19日～20日				兵庫会場：11日		兵庫会場：12日
平成31年 1月	兵庫会場： 22日～23日				大阪会場：11日 京都会場：18日	大阪会場： 31日～2月1日	大阪会場：10日
2月	和歌山会場： 19日～20日 大阪会場： 26日～27日	京都会場： 19日～22日	大阪会場： 13日～15日		兵庫会場：15日 和歌山会場：21日 滋賀会場：27日		兵庫会場：14日 滋賀会場：28日
3月	京都会場： 6日～7日				京都会場：5日 大阪会場：7日 奈良会場：20日		大阪会場：6日

(※1) 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は4日間となります。

(※2) 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は5日間となります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場	大阪会場	奈良会場
 (一社) 滋賀県産業資源循環協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL：077(521)2550 (こうぜんビル2階)	 (公社) 大阪府産業資源循環協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL：06(6943)4016 (大江ビル3階)	 (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL：0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場	兵庫会場	和歌山会場
 (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL：075(694)3402 (Johnsonビル2階)	 (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 TEL：078(381)7464 (日栄ビル3階)	 (一社) 和歌山県産業資源循環協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL：073(435)5600 (酒直ビル1階)

※京都府産業廃棄物協会は平成31年1月1日より「京都府産業資源循環協会」へと協会名が変わります。

Clean Life vol.75

クリーンライフ

第75号

平成30年12月21日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業資源循環協会

〒540-0011

大阪市中央区農人橋1-1-22

TEL：06-6943-4016

FAX：06-6942-5314

会長 片 渕 昭 人
組織広報委員長 濱 田 篤 介

